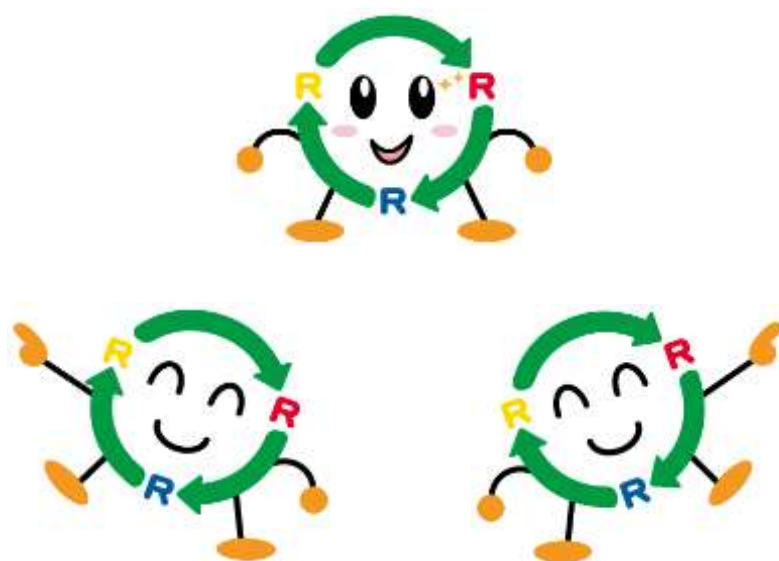


# 山辺町ごみ処理基本計画



ごみ減量・リサイクル推進キャラクター  
『リサイくるーん』

令和5年3月

山 辺 町

# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 廃棄物・リサイクル関連の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2章 地域の概要

- 1 町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 人口、世帯数の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 産業の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 第3章 ごみ処理の現状と課題

- 1 前計画の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 前計画の目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 ごみ処理の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

## 第4章 基本方針及び個別方針

- 1 基本方針及び個別方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

## 第5章 施策及び目標

- 1 施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 具体的施策及び目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

## 第6章 計画の推進と進行管理

- 1 町民・事業者・行政の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 3 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

## 資料編

- 資料1 ごみ排出量、処理・処分量の将来予測・・・・・・・・・・ 39
- 資料2 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

※端数処理のため、合計の数値が合わない箇所があります。

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と目的

山辺町（以下「本町」という。）では、廃棄物処理に関する社会情勢や国、県の動向を踏まえ、平成25年3月に計画期間を10年間とする廃棄物処理の基本的方針である「山辺町ごみ処理基本計画」を策定し、同計画に基づいた持続可能な循環型社会<sup>※</sup>の実現に向けて、「みんなでつくる循環型の暮らし」、「循環型ごみ処理システムの構築」を基本方針とした様々な施策によって廃棄物の減量化や再資源化に積極的に取り組んできました。

策定時から10年が経過し、社会情勢は大きく変化しており、人口の減少や少子高齢化の進行、食品ロス<sup>※</sup>、海洋プラスチック<sup>※</sup>等による環境汚染などが社会問題となっています。

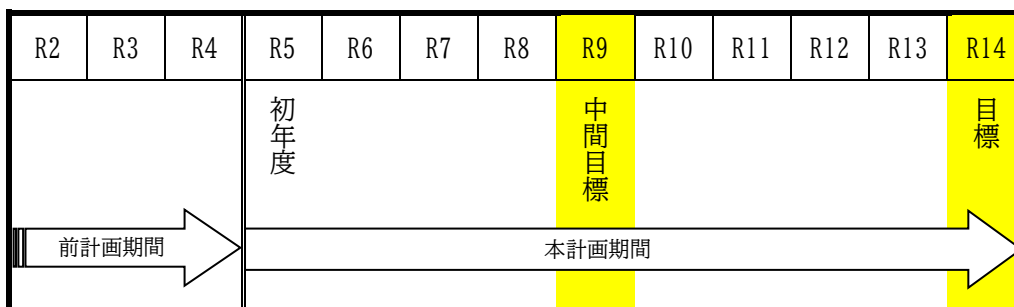
このほか、廃棄物の観点においても、脱炭素社会<sup>※</sup>に向けた取組み、SDGs（持続可能な開発目標）との整合、激甚化する自然災害や感染症に対応するごみ処理の安定性・安全性の確保など、新たな課題に対応する必要があります。

このような背景や多様な課題に対応し、循環型社会の形成に資するごみ処理行政を推進するべく、今後のごみ処理の基本的な方針を定めた「山辺町ごみ処理基本計画」を新たに策定するものです。

## 2 計画の期間

本計画は令和5年度を初年度、令和14年度を目標年度とし、10年間を計画期間としています。また、令和9年度を中間目標年度として見直しを行うものとします。

図1-1 計画の期間

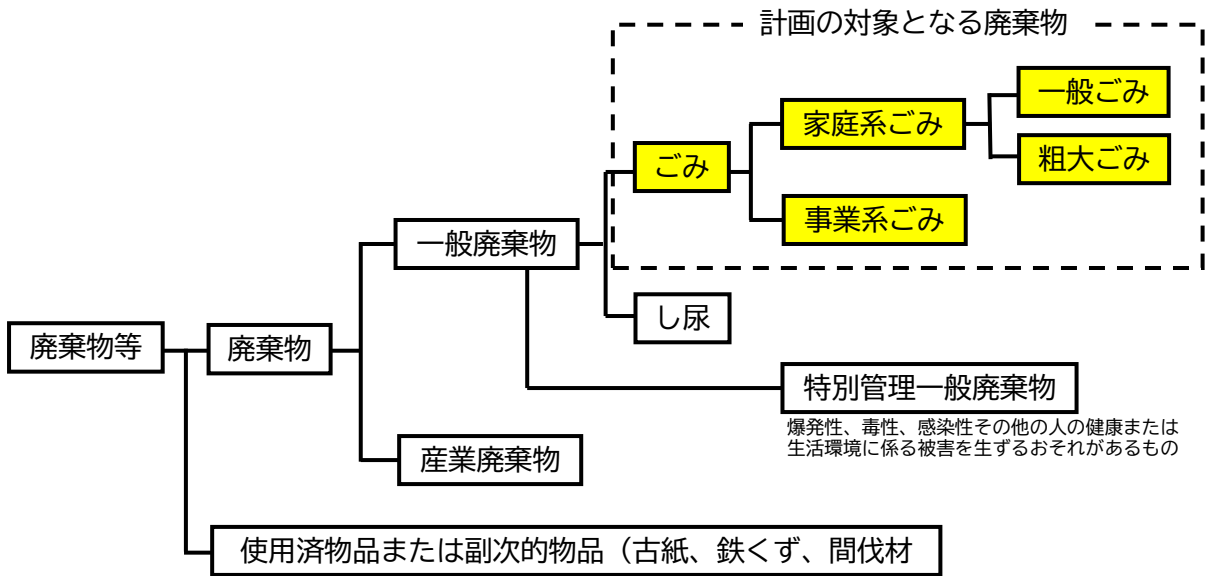


計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、計画期間内であっても見直しを行います。

## 3 計画の対象

本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法<sup>※</sup>で定める廃棄物等（廃棄物及び使用済物品または副次的物品）のうち、一般廃棄物<sup>※</sup>の「ごみ」とします。

図1-2 計画の対象



## 4 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法<sup>※</sup>」という。）」第6条第1項の規定に基づき、本町における一般廃棄物の適正処理などを行うための基本となる事項を定める計画です。

策定に際しては、「山辺町総合計画」を上位計画とし、関連する計画と整合を図りました。

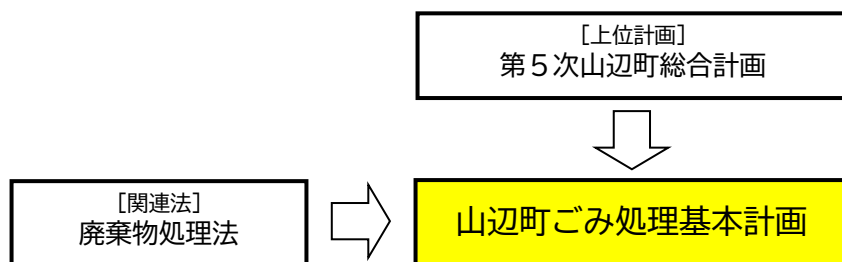
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び第2項（抜粋）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

図1-3 計画の位置付け



## 5 廃棄物・リサイクル関連の動向

### (1) 循環型社会を形成するための法体系

本計画は、「環境基本法<sup>※</sup>」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」及びリサイクル関連の法律等に配慮して策定するものです。循環型社会を形成するための法体系を以下に示します。

図1-4 循環型社会を形成するための法体系



### (2) 国の廃棄物処理の動向

国では、平成28年9月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定され、計画策定に対する基本的な指針が示された他、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画<sup>※</sup>」が閣議決定されています。「第四次循環型社会形成推進計画」では、「3R」（発生抑制（リデュース）<sup>※</sup>・再使用（リユース）<sup>※</sup>・再生利用（リサイクル）<sup>※</sup>）等の資源生産性を高める取り組みを一層強化することや万全な災害廃棄物<sup>※</sup>処理体制を構築していくこと、食品のロスを削減していくための対応等について述べられています。そして、

令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されています。

### (3) 県の廃棄物処理の動向

山形県は、循環型社会の構築に向け、「全国一ごみの少ない県」、「リサイクル等の循環型産業を振興」、「裸足で歩ける庄内海岸」の3つを基本目標として、令和2年度に「第3次山形県循環型社会形成推進計画」を策定しました。第3次山形県循環型社会形成推進計画は、社会的にも影響が大きく、新たに注目されているものとして、「食品ロスの削減」、「海岸漂着物（海洋プラスチック）の対策」を課題として位置づけ、積極的に取り組むことにしました。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



出典：外務省、国際連合 広報センター

## 第2章 地域の概要

### 1 町の概況

#### (1) 地域概況

本町は、山形県の内陸部である村山地域の東南部に位置し、山々に囲まれた山形盆地の中にあります。面積は61.36km<sup>2</sup>であり、県全体の約0.7%に当たります。

本町の北東部は山形盆地を形成しており、JR左沢線が南北に走り出羽丘陵をひかえたなだらかな斜面に市街地が形成され、田園地帯が広がっています。中部から南部にかけては出羽丘陵中山間地域になっており、美しい自然景観を形成しております。

なお、本町は隣接する山形市、上市市及び中山町の2市2町で「山形広域環境事務組合」を構成し、広域処理を実施しています。

図2-1 本町の位置

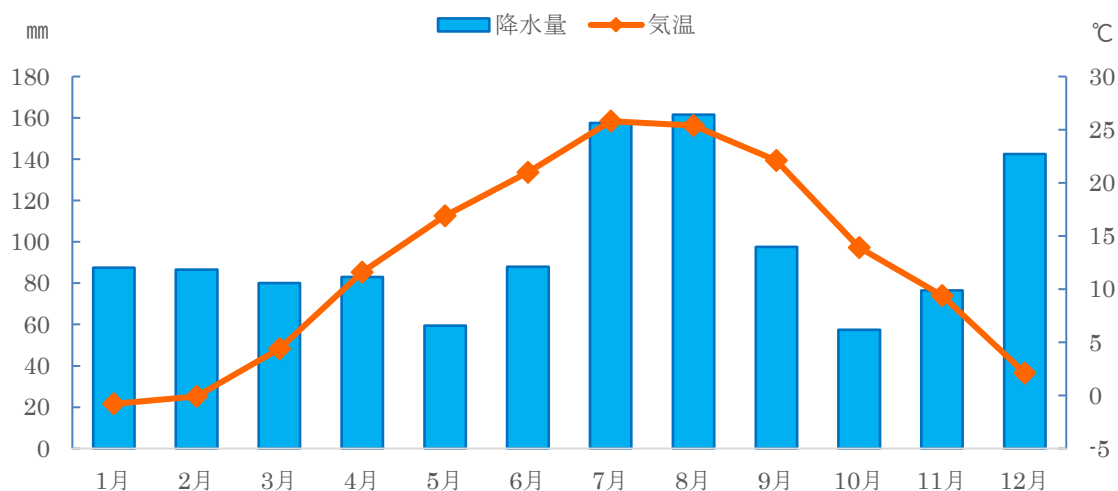


#### (2) 気候

山形市に所在する山形地方気象台での観測結果によると、令和4年の1年を通じた平均気温の日平均値は12.6℃です。また、平均気温の日最高値は夏季に36℃を超え、日最低値は冬季に-7℃近くになります。

令和4年の降水量は年間1,177.5mmで、月別には7月～8月が最も多く、次いで12月が多くなっています。

図2-2 降水量と平均気温（令和4年）



出典：気象庁

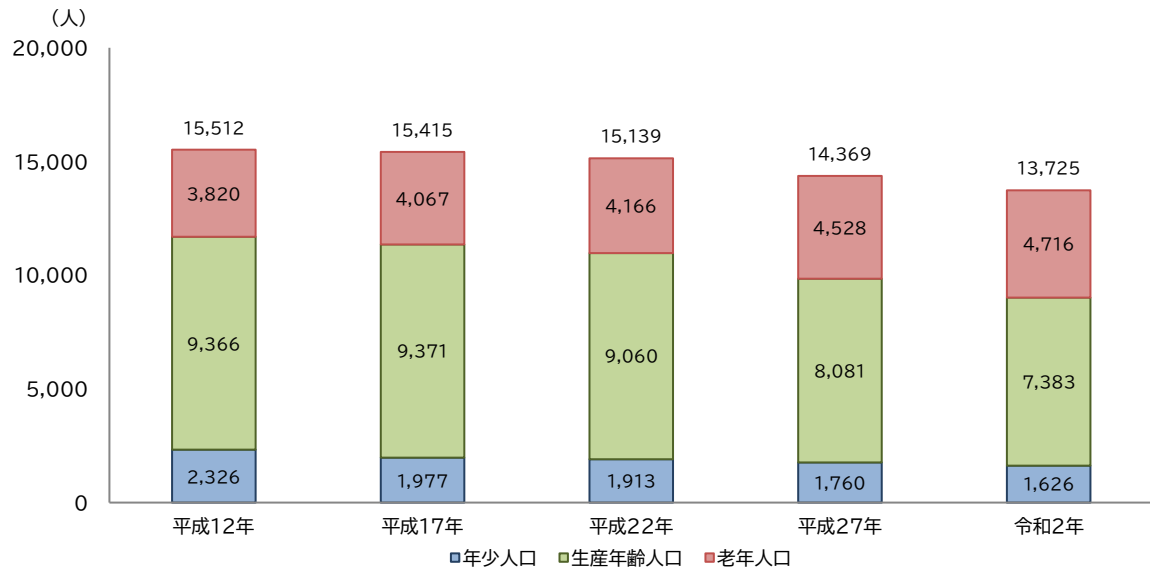


## 2 人口、世帯数の動向

### (1) 人口の推移

本町の令和2年10月1日現在における人口(国勢調査による推計人口)は13,725人です。平成17年度より減少傾向で推移しており、老年人口は増え、生産年齢人口及び年少人口は減少しています。

図2-3 年齢3区分別人口の推移

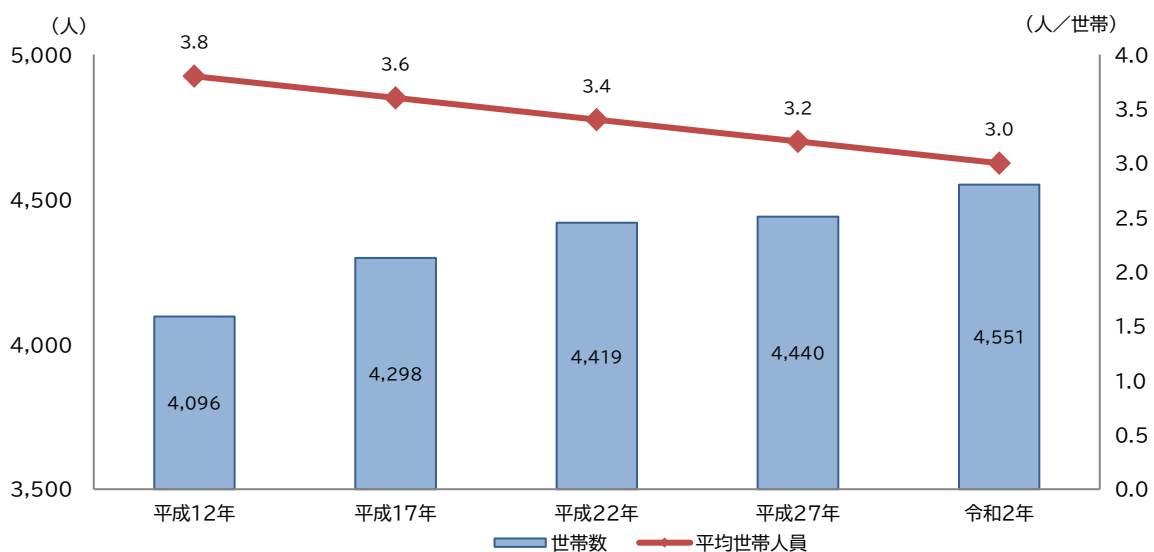


出典：やまのべ DATA-BOX (資料：国勢調査・県統計企画課)

### (2) 世帯数の推移

本町の令和2年10月1日現在における世帯数は4,551世帯、世帯人員は3.0人/世帯です。近年、世帯数は増加傾向、世帯人員は減少傾向で推移しています。

図2-4 世帯数の推移



出典：やまのべ DATA-BOX (資料：国勢調査)



### (3) 人口動態

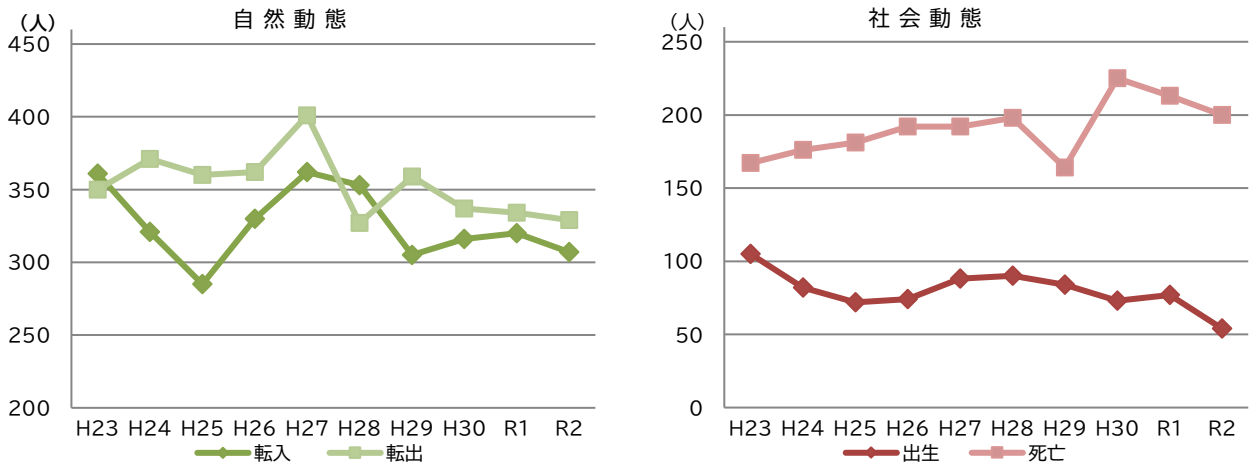
人口動態は、自然動態（出生・死亡）と社会動態（転入・転出）の2つの要素により示されます。

自然動態は、出生数が死亡数を上回る場合に「増加」、下回る場合に「減少」となります。

社会動態は、転入数が転出数を上回る場合に「増加」、下回る場合に「減少」となります。

本町では、ここ10年間において常に出生数が死亡数を下回っています。また、近年は、転入数が転出数を下回っています。

図 2-5 人口動態の推移



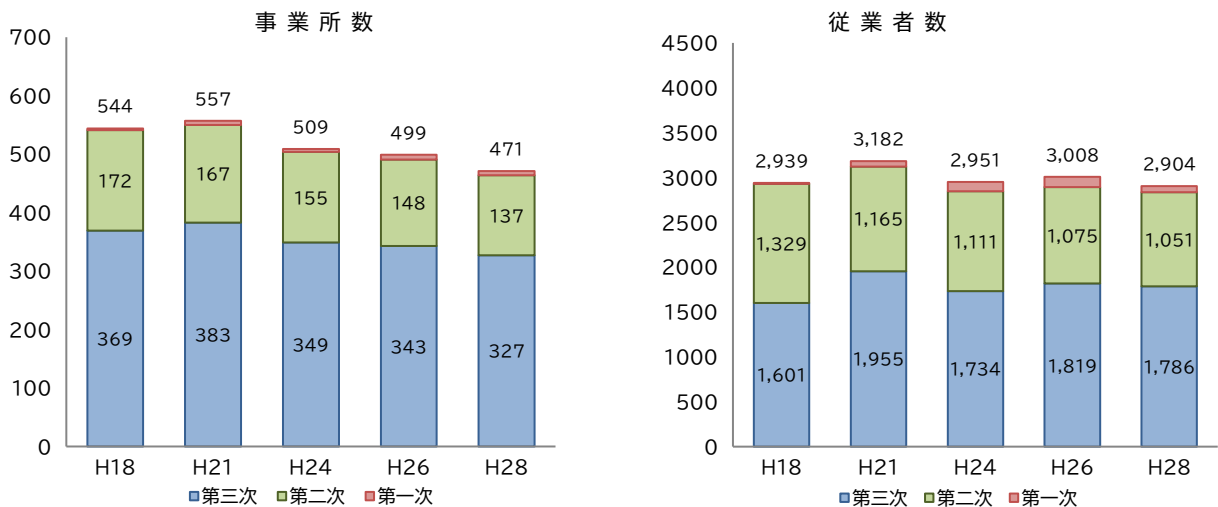
出典：やまのべ DATA-BOX（資料：町民生活課）

## 3 産業の動向

平成28年における民営の事業所数は471事業所、従業者数は2,904人です。

町域における事業所数は近年減少傾向で推移しています。

図2-6 事業所数、従業者数の推移



出典：やまのべ DATA-BOX（資料：事業所統計調査、経済センサス、山形県統計年鑑）

図2-7 産業大分類別事業所数、従業員数（民営：平成28年）

産業大分類		事業所数 (事業所)		従業者数 (人)	
			比率(%)		比率(%)
総数		471	100.0	2,904	100.0
第1次産業	農林水産業	7	1.5	67	2.3
第2次産業	鉱業	—	0.0	—	0.0
	建設業	65	13.8	295	10.2
	製造業	72	15.3	756	26.0
第3次産業	卸・小売業	129	27.4	657	22.6
	金融・保険業	3	0.6	32	1.1
	不動産業	8	1.7	32	1.1
	運輸・通信業	4	0.8	51	1.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	0.0	—	0.0
	サービス業	183	38.9	1,014	34.9

出典：やまのべ DATA-BOX（資料：事業所統計調査、経済センサス、山形県統計年鑑）

## 第3章 ごみ処理の現状と課題

### 1 前計画の総括

前計画は、「第4次山辺町総合計画」で定めた町の将来像『きらりと輝き続ける、協働のまちづくり』の実現に向けて、町民、事業者、行政の共創による循環型社会の構築を目指すこととしました。

そのため、「みんなで作る循環型の暮らし」と「循環型ごみ処理システムの構築」の2つの基本方針を掲げ、それに基づいた施策を展開していくことで、施策の大綱のひとつである「人にやさしい循環型のまちづくり」の実現に取り組むこととしました。

#### ★☆☆前計画の基本方針と個別方針☆☆★

##### 【基本方針1】 みんなで作る循環型の暮らし

個別方針1 発生抑制・排出抑制

個別方針2 循環資源の有効利用

##### 【基本方針2】 循環型ごみ処理システムの構築

個別方針3 適正処理の推進

個別方針4 ごみ処理の高度化

## (1) 個別方針ごとの取組内容

4つの個別方針に基づき、以下の施策を行いました。

### 個別方針1 発生抑制・排出抑制

<b>施策1 家庭系ごみの発生抑制・排出抑制の推進</b>
① ごみ減量に向けた意識の向上 家庭系ごみの減量に向けて、マイバッグ使用の推進を図りました。また、ごみ減量・資源化に向けて「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)の普及啓発を行いました。
② 効果的な情報提供 町広報紙やホームページ等を活用し、取り組みの周知を行いました。
主な取組内容 ● イベント参加者へのマイバッグ配布による啓発 ● 「雑がみ※回収袋」の作成、配布による啓発 ● 町広報紙やホームページを活用したごみの分別徹底や「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)に向けた情報提供 ● 「ごみの分け方・出し方(冊子)」、「家庭ごみの分け方・出し方(ポスター)」の作成、配布
<b>施策2 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進</b>
① 排出事業者への指導強化と減量意識の向上 事業系ごみの減量とリサイクルについて情報発信を行いました。
② 手数料の適正化 山形広域環境事務組合では、ごみ処理に係る費用負担の適正化を図るため、中間処理※施設への自己搬入に係る料金について、平成30年度に改正を行いました。
主な取組内容 ● 「もやせるごみ」の搬入調査 ● 収集運搬業者への指導 ● 事業系一般廃棄物処理手数料の改正
<b>施策3 リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)の推進</b>
① リデュース(発生抑制)の推進 ごみ減量・資源化に向けて「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)の普及啓発を行いました。
② リユース(再利用)の推進 ごみ減量・資源化に向けて「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)の普及啓発を行いました。
主な取組内容 ● イベント参加者へのマイバッグ配布による啓発 ● 「雑がみ回収袋」の作成、配布による啓発 ● 町広報紙やホームページを活用したごみの分別徹底や「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)に向けた情報提供

<b>施策4 環境教育、意識啓発の実施</b>
① 環境教育の推進 ごみの減量や再資源化の推進に向けた情報を提供するなど、ライフスタイルの見直しに向けた環境教育の推進に努めました。
② 意識啓発の推進 食品ロス削減に関し、山形県が実施する『外食時等の「おいしい食べきり」キャンペーン』や『「もったいない山形協力店」の利用』を推進するための啓発を図りました。
主な取組内容 ●町内会、子ども会等が実施する集団資源回収への支援 ●町広報紙やホームページを活用した食品ロス削減に関する情報提供

## 個別方針2 循環資源の有効利用

<b>施策5 家庭系ごみのリサイクルの推進</b>
① 資源物の分別徹底 資源物の分別徹底に向けた意識啓発や広報活動を行い、資源物のさらなる分別徹底に努めました。
② 多様なリサイクルルートの確保 資源物及び資源化が可能なものについては、集団資源回収や店頭回収を推進する等、多様なリサイクルルートの確保を支援しました。
③ 再生可能エネルギーの活用及び資源物の循環利用 太陽光発電システムなどの住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助制度や、生ごみの削減・資源化を図るための生ごみ処理機等購入補助制度の利用促進を図りました。
主な取組内容 ●町広報紙やホームページ等による啓発 ●町内会、子ども会等が実施する集団資源回収への支援 ●住宅用再生可能エネルギー設備等設置の補助（H29まで） ●生ごみ処理機等購入の補助

<b>施策6 事業系ごみのリサイクルの推進</b>
① 資源化推進に向けた誘導 資源物の分別徹底に向けた意識啓発や広報活動を行い、資源物のさらなる分別徹底に努めました。
② 多様なリサイクルルートの確保 資源物及び資源化が可能なものについては、店頭回収を推進する等、多様なリサイクルルートの確保を支援しました。
主な取組内容 ●町広報紙等による啓発

## 個別方針3 適正処理の推進

### 施策7 適正な収集・運搬

#### ① 安全かつ効率的な収集・運搬

##### ◆家庭系ごみ

ごみの収集・運搬については、安全で効率的な作業の実施に努めました。収集・運搬業者に対しては、収集作業時に騒音や悪臭など生活環境への影響を及ぼさないよう適正な指導を行いました。

また、ごみの中へ危険物（充電式電池やスプレー缶・ライター等）が混入することにより、車両火災事故が発生する可能性があるため、ごみの分別徹底の啓発を行うとともに収集作業時の安全確保に努めました。

##### ◆事業系ごみ

事業系ごみの収集・運搬を行う一般廃棄物収集・運搬業の許可については、収集・運搬を継続的かつ安定的に実施するため、事業計画や実績を考慮しながら適切に許可・更新するとともに、許可業者に対して適正な収集・運搬について指導しました。

#### ② ごみ集積所管理の徹底

清潔で安全かつ適正なごみ集積所となるよう、町内会等との連携・協力による管理体制づくりを進めました。

また、ごみ出しルールを徹底するため、ホームページ等で周知・啓発やルールを守らない排出者に対する適正排出の指導に努めました。

#### 主な取組内容

- 一般廃棄物の収集・運搬許可業者への指導
- 充電式電池が内蔵されている家電の排出方法変更
- 町内会で管理するごみ集積所に対する支援（新設・修繕等についての補助）
- ごみ集積所における不適正排出ごみの分別に対しボランティア袋やシールの支給
- 町広報紙やホームページ等による適正排出の啓発

### 施策8 適正な中間処理・最終処分

#### ① 安全かつ適正な中間処理の継続

平成29年10月にエネルギー回収施設（立谷川）、平成30年12月にエネルギー回収施設（川口）が稼働し、引き続き山形広域環境事務組合と連携し、適正に維持・管理を行いました。また、立谷川リサイクルセンターにおいては、充電式電池が内蔵されている家電による発煙・発火の増加の対応として、ピックアップ回収や消火設備の整備を進めました。

#### ② 最終処分量の削減と安定した最終処分の継続

最終処分量の削減は進んでいません。山形市が所管する上野最終処分場や民間の最終処分場の埋立容量には限りがあるため、引き続きごみの減量を図っていく必要があります。

#### 主な取組内容

- 立谷川リサイクルセンターの防災設備の更新
- 充電式電池が内蔵されている家電の排出方法変更
- 町広報紙によるごみ排出量削減の啓発

#### 施策9 快適な生活環境の確保

##### ① 不法投棄の防止

不法投棄防止に向けたパトロールの実施や不法投棄防止看板等の設置により、不法投棄の未然防止や監視・指導体制の強化に取り組みました。

##### ② 不適正排出の防止

9分別を継続し、適正な分別についての周知・啓発を行いました。

#### 主な取組内容

- 町広報紙やホームページ等による不法投棄防止や適正排出の啓発
- 不法投棄防止パトロールの実施や不法投棄通報への対応
- 不法投棄防止看板の配布及び設置
- 不法投棄防止監視カメラ（ダミー）の準備
- ごみ集積所における不適正排出ごみの分別に対しボランティア袋やシールの支給
- 河川・道路等に投棄されたごみの清掃活動に対しボランティア袋の支給

#### 個別方針4 ごみ処理の高度化

#### 施策10 新たなごみ焼却処理施設の整備

##### ① 新たなごみ焼却処理施設の整備

ごみ減量・資源化をさらに推進するため、新しい焼却処理施設であるエネルギー回収施設（立谷川・川口）の整備を山形広域環境事務組合において完了しました。

##### ② 新たなごみ処理システムの運営

エネルギー回収施設（立谷川・川口）のごみ燃焼・溶融処理により、焼却後の灰をスラグ化しました。スラグは道路の路盤材やコンクリート二次製品等に利用され、資源として活用しています。

また、エネルギー回収施設でのごみ焼却の廃熱を、発電やロードヒーティングによる搬入路の融雪等に活用し、「サーマルリサイクル」を行いました。

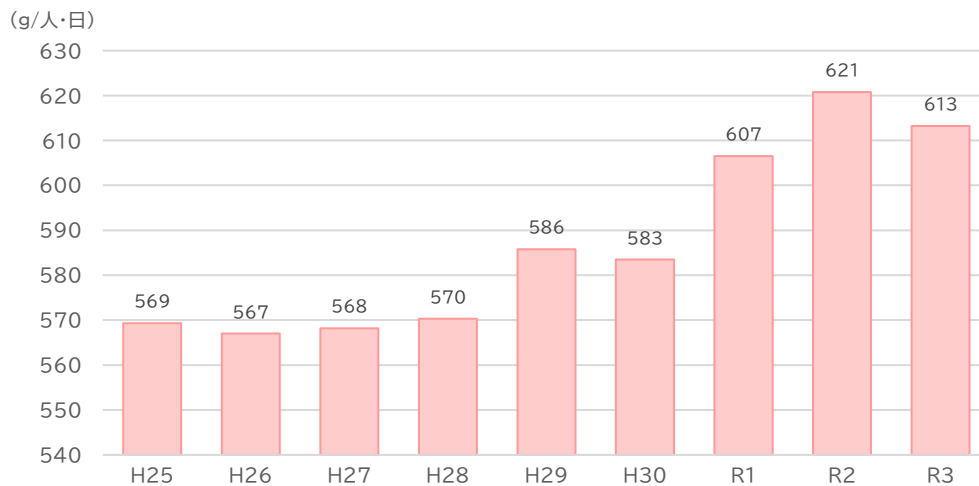


## (2) 家庭系ごみの排出量の状況

### ① 町民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量の推移

令和3年度の本町の町民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量は613gでした。新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴い、令和2年2月頃からの外出自粛や一斉休校等により外食する機会が減り、家庭内での食事や片づけのごみが増加したと考えられます。

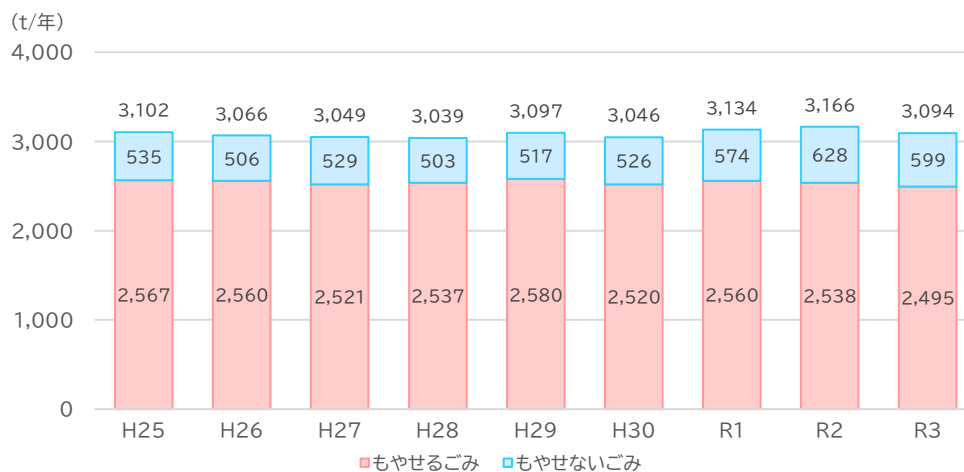
図3-1 町民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量の推移



### ② 家庭系ごみ排出量の推移

令和3年度の家庭系ごみ排出量は3,094tでした。

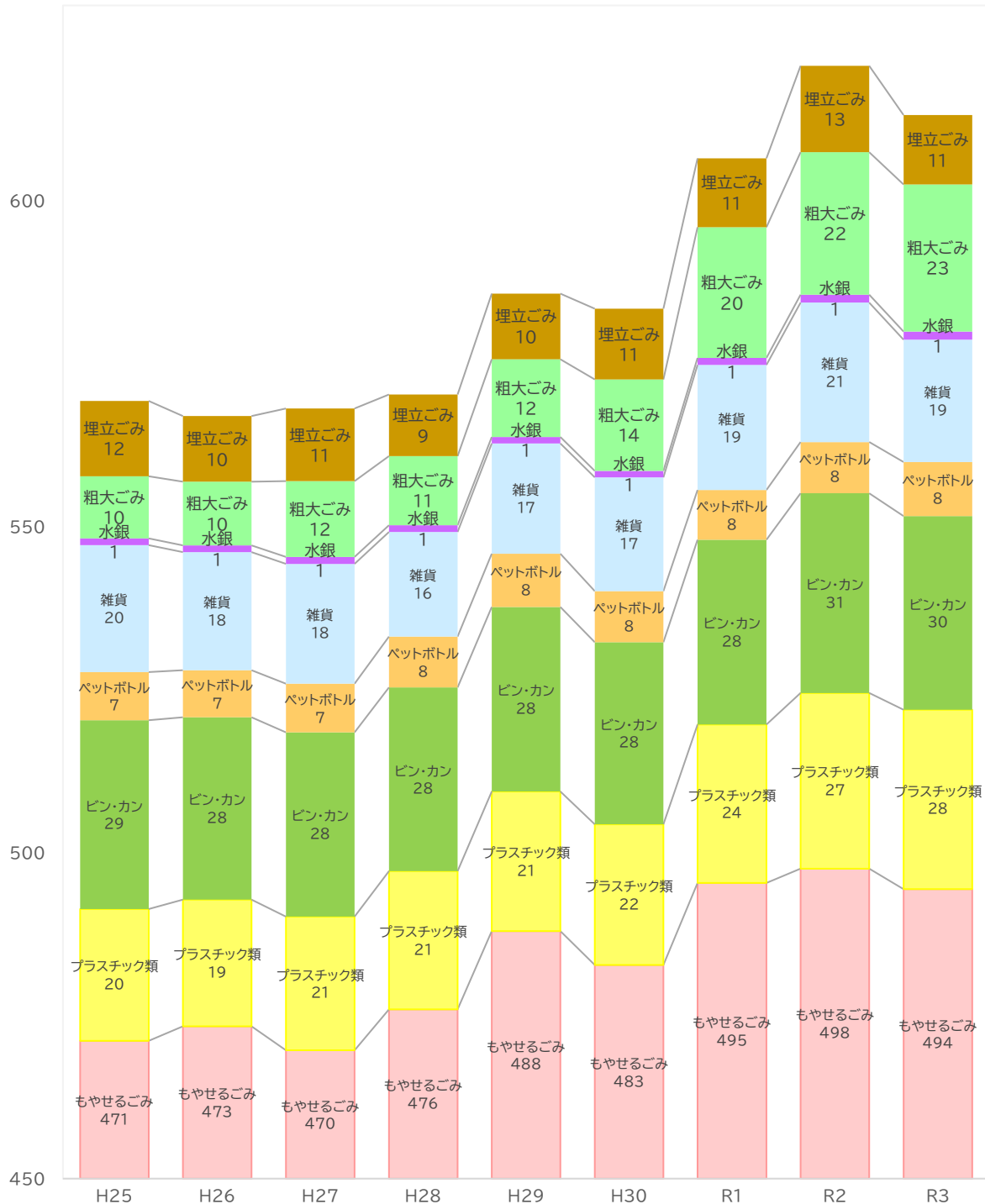
図3-2 家庭系ごみの排出量の推移



### ③ 町民1人1日あたりの排出量の内訳

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和元年度から増加しています。

図3-3 町民1人1日あたりの排出量の内訳

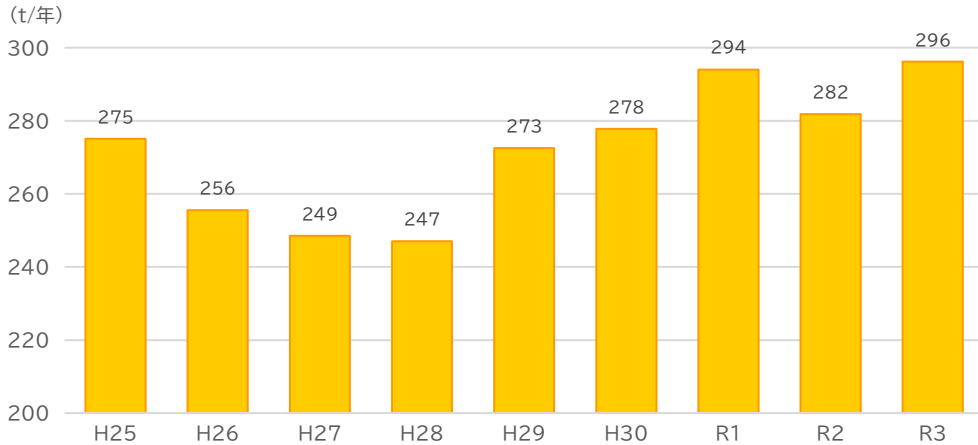


## (2) 事業系ごみの排出量の状況

### ① 事業系ごみの排出量の推移

令和3年度の事業系ごみ※の排出量は296tでした。令和2年度は減少していますが、平成29年度から増加傾向にあります。

図3-4 事業系ごみの排出量の推移



## (3) 適正処理に係る状況

### ① ごみの分別区分

本町では、平成22年7月1日から家庭系ごみの一部が有料化され、次の9区分でごみの分別を行っています。

図3-5 ごみの分別区分

有料	無料
もやせるごみ	ビン・カン
雑貨品・小型廃家電類	スプレー缶のみ
プラスチック類	ペットボトル
埋立ごみ	水銀含有ごみ
粗大ごみ	

### ② 分別区分変更品目

近年ごみの分別区分が変更になった品目を示します。

図3-6 ごみの分別区分が変更になった品目

変更時期	品目	変更内容
平成28年	スプレー缶	穴をあけずに透明袋に入れ排出
平成30年	ペットボトル	ラベルをはがして排出 はがしたラベルはプラスチック類として排出
令和2年	充電式電池内蔵家電	水銀含有ごみ（乾電池）として排出

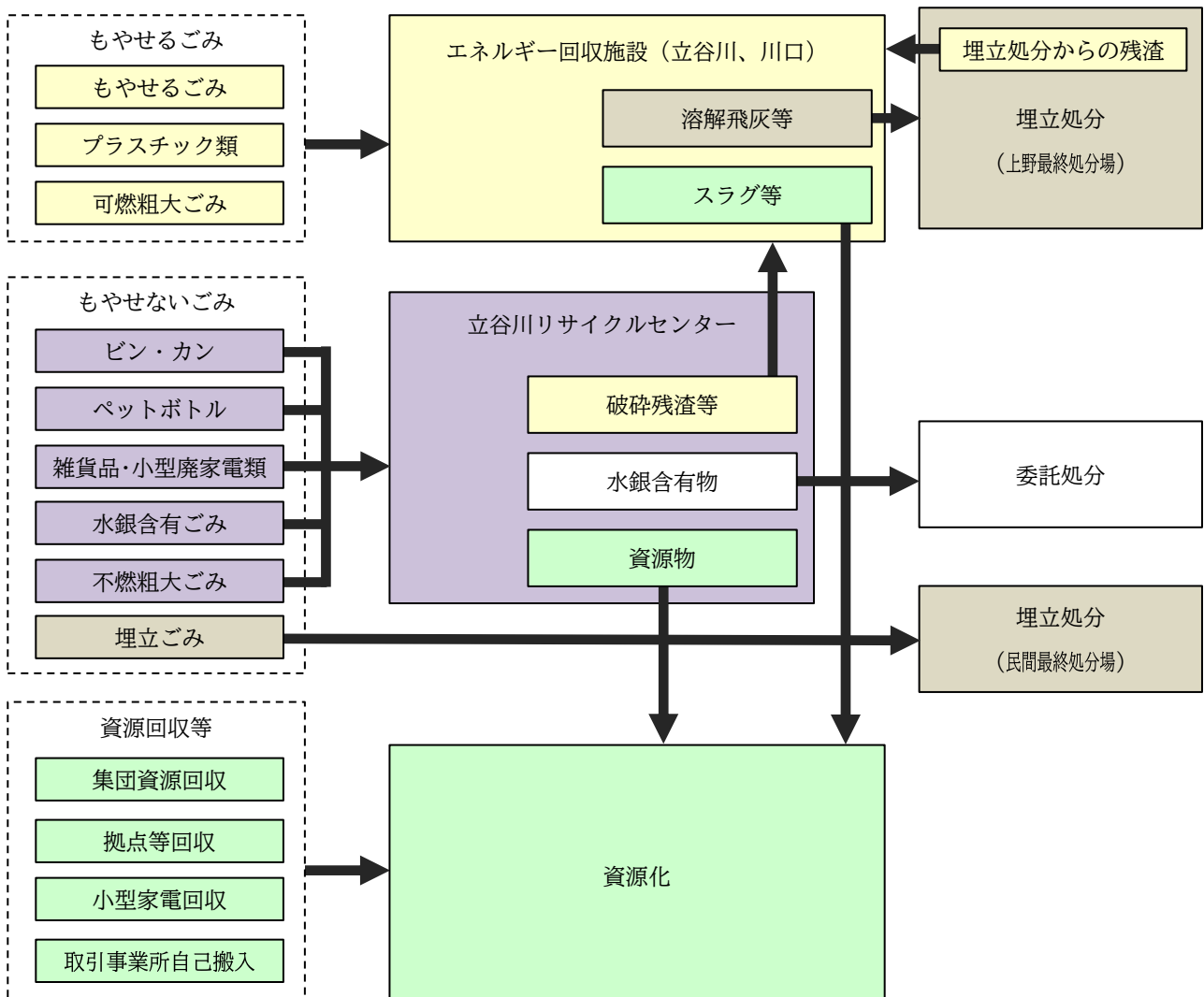
### ③ ごみの収集・運搬の状況

本町では、ごみの収集・運搬は民間委託で実施しています。この他、紙類・古布類や小型家電類は、委託業者によりステーション回収方式又は拠点回収方式で収集を行っています。

### ④ ごみ処理フロー

もやせるごみについては、エネルギー回収施設で焼却処理を行い、もやせないごみについては、分別後、リサイクル施設で資源化を行い、埋立ごみについては、最終処分<sup>※</sup>場で埋立処分を行っています。

図3-7 ごみ処理フロー



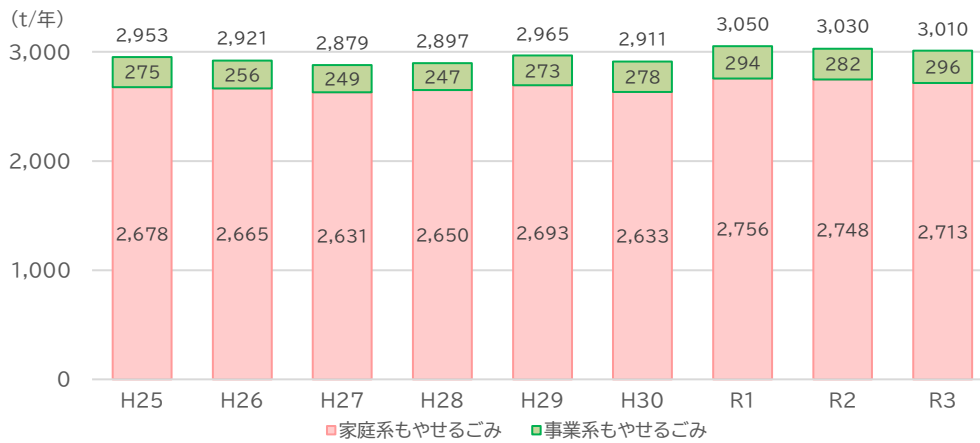
### ⑤ 立谷川リサイクルセンター発煙・発火件数

立谷川リサイクルセンターにおける、令和3年度の充電式電池やスプレー缶・ライター等による発煙・発火件数は266件であり、そのうち、原因物が電池類であるものについては、231件でした。

### ⑥ 焼却処理量の推移

令和3年度の焼却処理量は、3,010 tであり、横ばいで推移しています。

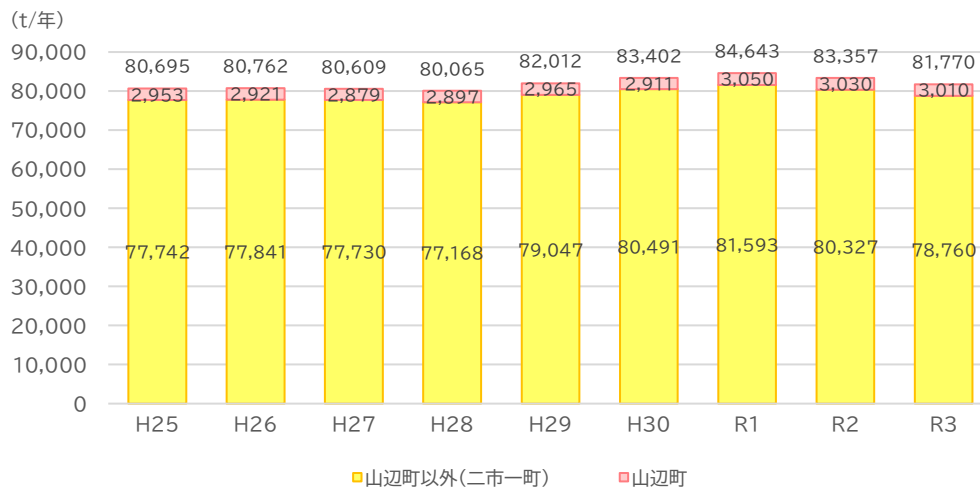
図3-8 焼却処理量の推移



### ⑦ 二市二町の焼却処理量の推移

山形広域環境事務組合を構成する市町（山形市、上山市、山辺町、中山町）の焼却処理量の推移を次に示します。令和3年度の本町の焼却処理量は3,010 tで、本町以外（二市一町）の焼却処理量は78,760 tであり、本町分は全体の約3.7%です。

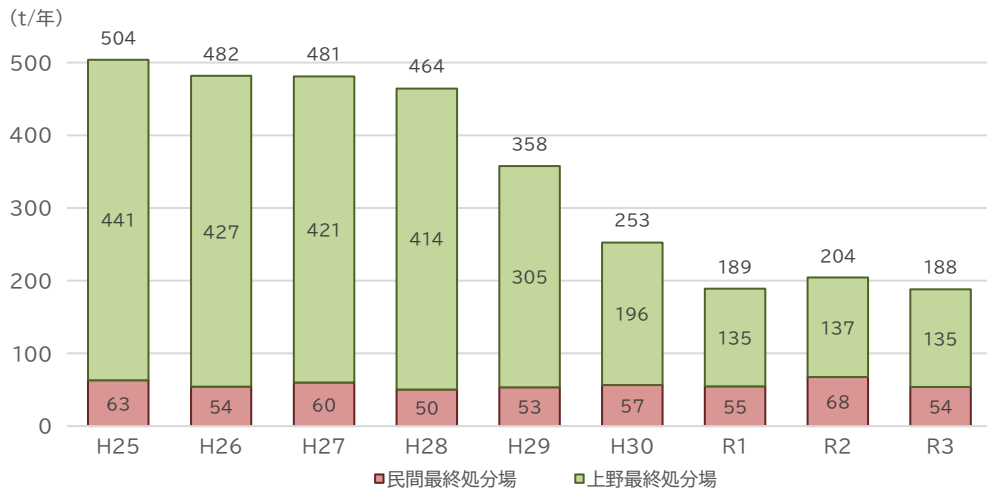
図3-9 二市二町の焼却処理量の推移



### ⑧ 最終処分量の推移

令和3年度の最終処分量は、188tでした。平成28年度から59.5%減少しています。これは、平成29年10月にエネルギー回収施設立谷川、平成30年12月にエネルギー回収施設川口が稼働し、これまで埋立されていた焼却後の灰をスラグ※として資源化としていくことが要因と考えられます。

図3-10 最終処分量の推移



### (3) リサイクル（資源化※量）の状況

#### ① 資源化量の推移

町で実施している拠点等回収の回収量は、ほぼ横ばいで推移していますが、令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の影響で、集団資源回収※の回収量が減少しています。

図3-11 資源化量の推移



#### (4) ごみ処理施設の状況

##### ① 焼却施設

本町のもやせるごみ、プラスチック類、可燃性粗大ごみは、山形広域環境事務組合が所管するエネルギー回収施設立谷川・川口で処理しています。

エネルギー回収施設では、焼却処理の際に熱から蒸気を発生させて、タービン発電機で発電を行ったり、ロードヒーティング等で融雪に活用する「サーマルリサイクル※」を行っています。また、焼却後の灰はスラグ化しています。スラグは道路の路盤材等に利用され、これにより最終処分量の削減にもつながっています。

図3-12 エネルギー回収施設の概要

施設名	エネルギー回収施設（立谷川）	エネルギー回収施設（川口）
施設所管	山形広域環境事務組合	
所在地	山形市大字漆山字中川原3372番地	上山市川口字五反田854番1
竣工年月	平成29年9月	平成30年11月
処理内容	焼却	
公称能力	150 t / 日（75 t / 24時間×2炉）	150 t / 日（75 t / 24時間×2炉）
型式	流動床式ガス化溶融炉	流動床式ガス化溶融炉
処理内容	可燃性粗大ごみ処理	
公称能力	10 t / 日（5時間）	10 t / 日（5時間）
処理対象物	可燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみ
型式	切断機	切断機

##### ② 破碎処理施設及び粗大ごみ処理施設

本町のビン・カン、ペットボトル、雑貨品・小型廃家電類、不燃性粗大ごみは山形広域環境事務組合が所管する立谷川リサイクルセンターにおいて破碎・選別・圧縮処理等により資源化しています。可燃性粗大ごみは、エネルギー回収施設の粗物切断機で破碎し、焼却処理しています。立谷川リサイクルセンターは稼働開始から27年経過しており、定期的な整備・補修を実施しています。また、令和2年度には破碎設備の改修工事を行いました。

図3-13 破碎処理施設の概要

施設名	立谷川リサイクルセンター
施設所管	山形広域環境事務組合
所在地	山形市大字漆山字中川原4019番1
竣工年月	平成7年10月
公称能力	①100 t / 日（5時間） ②30 t / 日（5時間）
処理対象物	不燃性粗大ごみ、不燃ごみ
型式	①回転式破碎機、機械選別設備 ②手選別設備



### ③ 最終処分場

エネルギー回収施設で排出された溶融飛灰処理物は山形市が所管する上野最終処分場で、一般家庭からの埋立ごみは民間の最終処分場に委託して処分しています。

図3-14 最終処分場の概要

施設名	山形市上野最終処分場	松山第1 処分場
施設所管	山形市	中央公害清掃(株)
所在地	山形市蔵王上野字南坂738番地	東村山郡山辺町大字北山2451番地
埋立地面積	43,970㎡	8,449㎡
全体容量	506,471㎡	165,200㎡
埋立方法	セル方式(管理型)	セル方式(管理型)
竣工年月	平成10年3月	昭和54年3月

## 2 前計画の目標の達成状況

### ① 家庭系ごみの排出量の削減

図3-15 前計画の進捗状況（家庭系ごみの排出量）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
目標	3,026t	—	—	—	2,912t
実績	3,046t	3,134t	3,166t	3,094t	—

中間目標である平成30年度実績は、目標値を達成していません。また、新型コロナウイルス感染症の影響により外食する機会が減り、家庭内での食事や片づけのごみが増加したと考えられることから、目標年度の令和4年度までに達成するのは厳しい状況にあります。

### ② 事業系ごみの排出量の削減

図3-16 前計画の進捗状況（事業系ごみの排出量）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
目標	298t	—	—	—	292t
実績	278t	294t	282t	296t	—

中間目標である平成30年度実績は、目標値を達成しています。しかし、令和元年度から排出量が増加していることから、ごみの減量や資源化が必要です。

### ③ リサイクル率の向上

図3-17 前計画の進捗状況（リサイクル率）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
目標	22.4%	—	—	—	22.5%
実績	16.4%	16.9%	14.5%	13.1%	—

中間目標である平成30年度実績は、目標値を達成していません。また、新型コロナウイルス感染症の影響により集団資源回収の回収量が減少したと考えられることから、目標年度の令和4年度までに達成するのは厳しい状況にあります。

### ④ 最終処分量の減量

図3-18 前計画の進捗状況（最終処分量）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
目標	210t	—	—	—	120t
実績	253t	189t	204t	188t	—

中間目標である平成30年度実績は、目標値を達成していません。また、目標値まで乖離があることから、目標年度の令和4年度までに達成するのは厳しい状況にあります。

### 3 ごみ処理の課題

#### 課題1 家庭系ごみの削減化・資源化

新型コロナウイルス感染症の影響により外食する機会が減り、家庭内での食事や片づけのごみが増加しており、特に粗大ごみは、令和元年度から大幅に増加していることから、発生抑制や排出抑制の施策を推進し、ごみの焼却処理量を減少することで、環境負荷や温室効果ガス排出量の低減を行っていく必要があります。

#### 課題2 事業系ごみの削減化・資源化

事業系ごみの排出量が増加傾向であることから、事業者に対する啓発・指導を強化し、事業ごみの削減を図る必要があります。特に、もやせるごみとして排出されている雑紙や古紙などの削減可能なごみについて、分別を徹底する必要があります。

#### 課題3 資源化に向けた取り組み強化

新型コロナウイルス感染症の影響で、集団資源回収の回収量が減少しており、資源物をごみとして排出されていることから、資源回収や店頭回収等の利用を促す取り組みを強化する必要があります。

#### 課題4 ごみの適正排出と分別の徹底

ごみ集積所における不適正排出ごみの分別・排出が、管理する町内会等の負担になっています。また、充電式電池やスプレー缶の混入は、車両や中間処理施設の火災の原因となることから、分別の徹底を図るため、排出方法の周知啓発を行っていく必要があります。

## 第4章 基本方針及び個別方針

### 1 基本方針及び個別方針

本計画は、「第5次山辺町総合計画」で定めた、まちづくりの基本理念である「みんながつながる 協働のまち やまのべ」の実現に向けて、町民・事業者・行政の共創による脱炭素・循環型社会の実現を目指します。

そのため、「みんなで作る循環型の暮らし」を基本方針として掲げ施策展開し、ごみの減量・資源化に一定の成果を収めてきた前計画の方針を継承するとともに、立谷川及び川口のエネルギー回収施設の整備事業が完了したこと、また、SDGsの考え方を取り入れ、資源循環に配慮したごみ処理を推進していくことが重要であると考えことから、「循環型ごみ処理の推進」を新たな基本方針として推進していくことにより、施策の大綱のひとつである「人と自然が共生する資源循環型のまち」の実現に向けて取り組みます。

また、2つの基本方針を達成するための個別方針を推進します。

#### 【基本方針1】 みんなで作る循環型の暮らし

個別方針1 発生抑制・排出抑制

個別方針2 循環資源の有効利用

循環型社会を実現するためには、町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら連携・協力し、ごみの発生抑制や排出抑制、循環資源の有効利用に取り組みます。

#### 【基本方針2】 循環型ごみ処理の推進

個別方針3 適正処理の推進

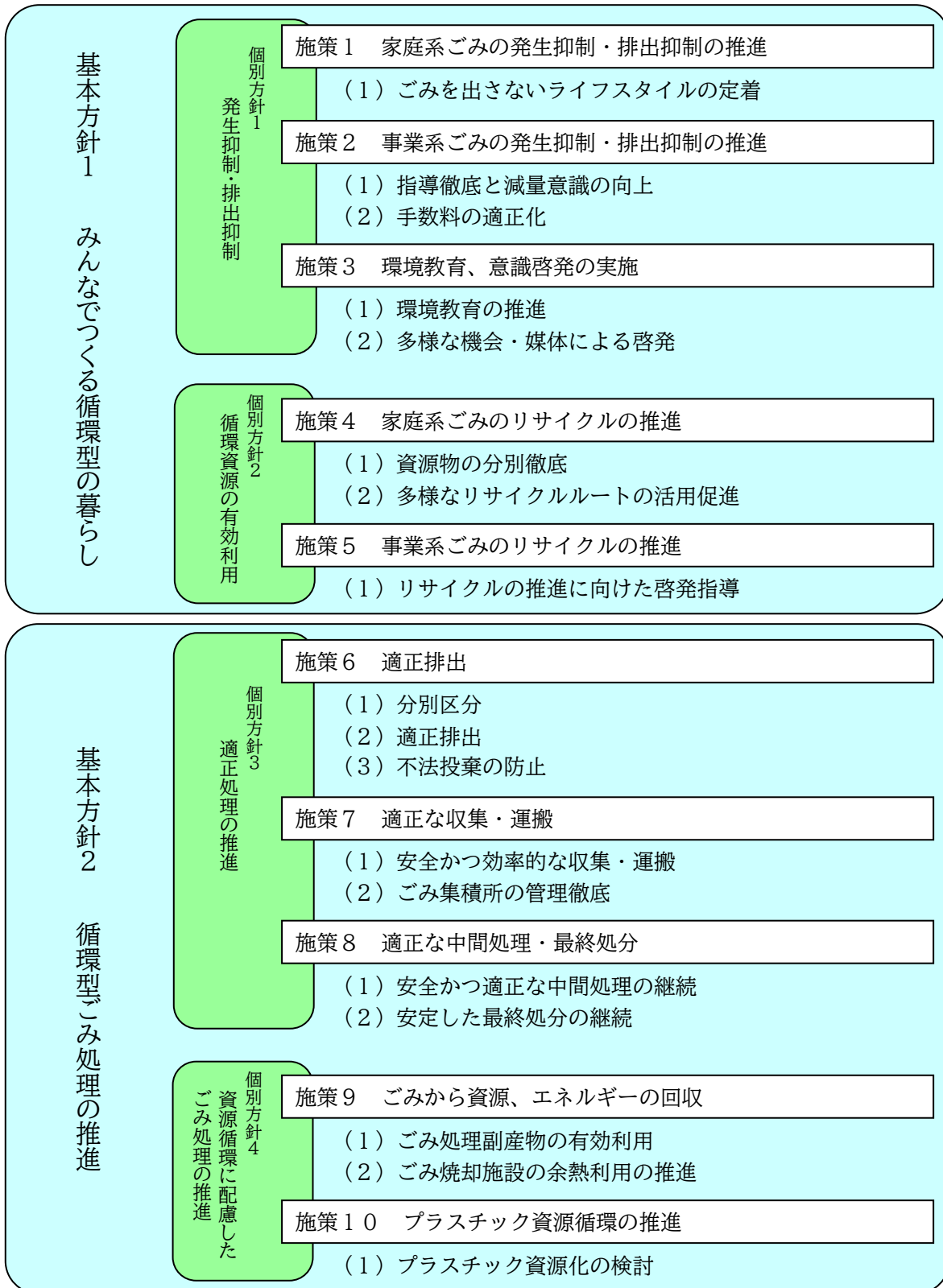
個別方針4 資源循環に配慮したごみ処理の推進

収集運搬、中間処理、最終処分の各段階で、適正な処理・処分の安定的な実施を図るとともに、廃棄物処理時に発生する資源やエネルギーを有効活用し、循環型社会の形成に資するごみ処理を推進します。

# 第5章 施策及び目標

## 1 施策体系図

図5-1 施策体系図



## 2 具体的施策及び目標

### 【基本方針1】 みんなでつくる循環型の暮らし

#### 個別方針1 発生抑制・排出抑制

##### 施策1 家庭系ごみの発生抑制・排出抑制の推進



##### (1) ごみを出さないライフスタイルの定着

- ◆家庭系ごみの「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)を推進するため、普及啓発を行います。
- ◆「海洋プラスチック」の対策として、ワンウェイプラスチックの使用削減に向け、レジ袋の削減及びマイバッグの利用促進など、ごみをなるべく出さないライフスタイルへの転換を促していきます。
- ◆使い捨て容器等の削減に向けて、マイ箸やマイボトルの利用を呼びかけ、割り箸などの使い捨て食器の使用削減を働きかけます。
- ◆フリマアプリやリサイクルショップ、回収業者等を活用し、不要となったものを必要とする人に受け渡し、再利用する仕組みを推進することで、リユースに繋がります。
- ◆食品ロスの削減に向けて、家庭での「食べきり」運動を推進するため、普及啓発を行います。
- ◆生ごみの水切りの徹底を推進します。

##### 施策2 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進



##### (1) 指導徹底と減量意識の向上

- ◆事業系ごみの「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)を推進するため、事業者へ向けた普及啓発を行います。
- ◆山形広域環境事務組合と連携し、収集運搬業者に対する搬入現場での搬入物検査を行い、資源物の分別徹底についての呼びかけを継続しごみ減量を推進します。
- ◆食品ロスの削減に向けて、飲食店での「食べきり」運動を推進するため、普及啓発を行います。

##### (2) 手数料の適正化

- ◆ごみ処理に係る費用負担の適正化を図るため、山形広域環境事務組合とともに、中間処理施設への直接搬入に係る適切な料金設定について今後も引き続き検討します。

### 施策3 環境教育、意識啓発の実施



#### (1) 環境教育の推進

- ◆エネルギー回収施設等の見学を通して、ごみ減量への意識付けを行う等、環境学習の機会の提供に努めます。
- ◆集団資源回収を通し、将来を担う子どもたちを含めた町民一人一人にごみ減量と再資源化の意識の向上を図ります。
- ◆ごみの減量や再資源化につながる行動を促すため、若者の意識を転換させるような仕組みづくりを検討します。

#### (2) 多様な機会・媒体による啓発

- ◆町広報紙やホームページ、SNS等を活用し、本町のごみ排出量の推移や現状を周知し、ごみ減量への意識向上を図ります。
- ◆エネルギー回収施設等の見学を通して、ごみ処理の現状を周知し、ごみ減量への意識向上を図ります。
- ◆町民へのごみに対する意識啓発を行い、ごみ減量と再資源化の取り組みを推進します。

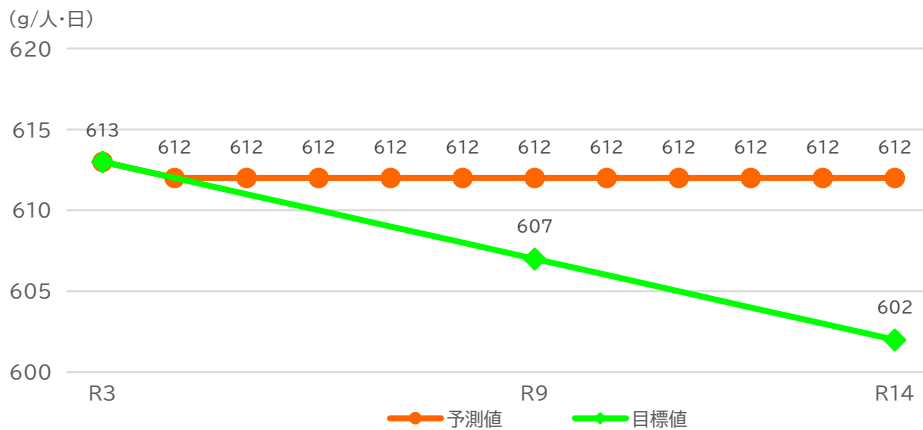


## 個別方針1 発生抑制・排出抑制 に係る目標

### (1) 町民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量の削減

町民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量については、今後も横ばいで推移すると推測されますが、「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)を推進することで、中間目標年度(令和9年度)は607g/人・日、目標年度(令和14年度)までに11g削減し、602g/人・日を目指します。

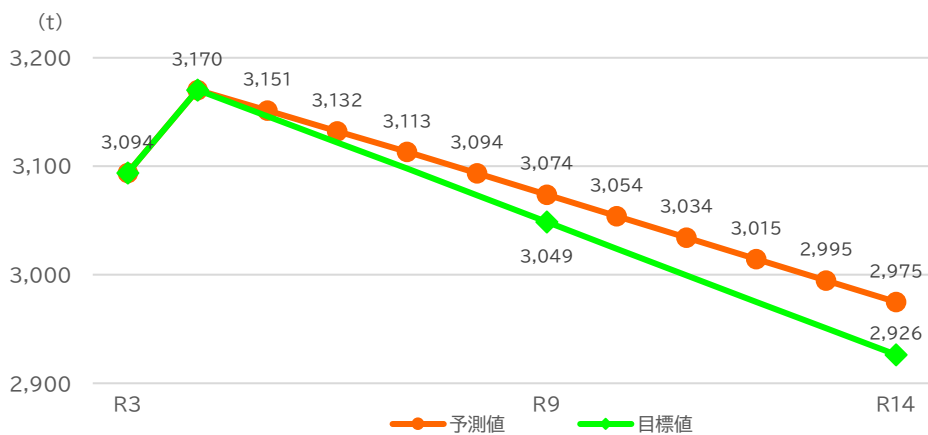
図5-2 町民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量の予測値と目標値



### <参考>家庭系ごみの排出量

人口が減少する予測であるため、家庭系ごみ全体の排出量は減少すると推測されます。

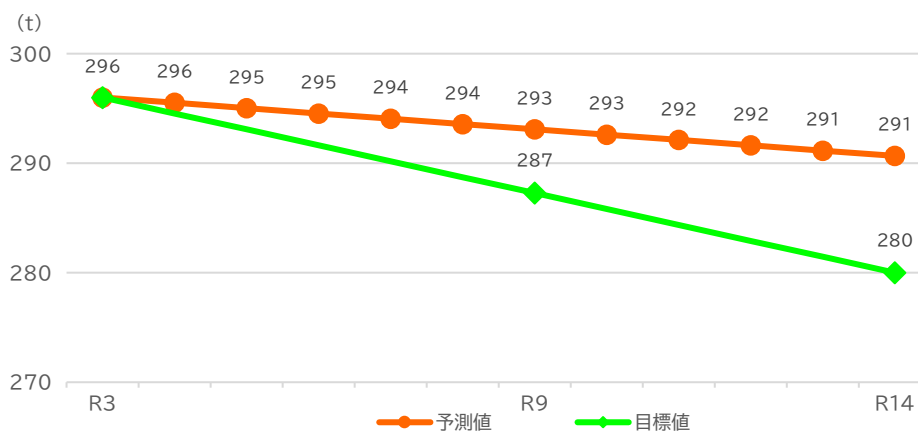
図5-3 家庭系ごみの排出量の予測値と目標値



## (2) 事業系ごみの排出量の削減

事業系ごみの排出量については、削減可能ごみ等の排出抑制の施策を進め、中間目標年度（令和9年度）は287 t、目標年度（令和14年度）の排出量を280 tにすることを目標とします。

図5-4 事業系ごみの排出量の予測値と目標値



## 個別方針2 循環資源の有効利用



### 施策4 家庭系ごみのリサイクルの推進

#### (1) 資源物の分別徹底

◆家庭系ごみの中には、再生可能な紙類、食品トレー等の資源物が混入しているため、資源物の分別徹底に向けた意識啓発や広報活動を強化する等、資源物の更なる分別徹底に努めます。

#### (2) 多様なリサイクルルートの活用促進

- ◆食品トレーや紙パック等について、スーパー等での店頭回収の利用を促進します。
- ◆町内会、子供会等が実施する集団資源回収への支援を継続し、資源回収利用の周知・啓発を行います。
- ◆もやせるごみの減量と集団資源回収事業を補完するため、ステーション回収方式と拠点回収方式にて古紙類を回収し、リサイクルを推進します。
- ◆小型家電に含まれる鉄、アルミ、レアメタル等の有用金属の再資源化及び廃棄物の減量化を図るため、家庭で不用になった小型家電（対象品目に限る）を拠点回収方式や役場窓口にて無料で回収し、資源回収に努めます。
- ◆資源の循環利用を目的とした生ごみ処理機等購入への補助を継続し、生ごみの減量と資源化を推進します。



### 施策5 事業系ごみのリサイクルの推進

#### (1) リサイクルの推進に向けた啓発指導

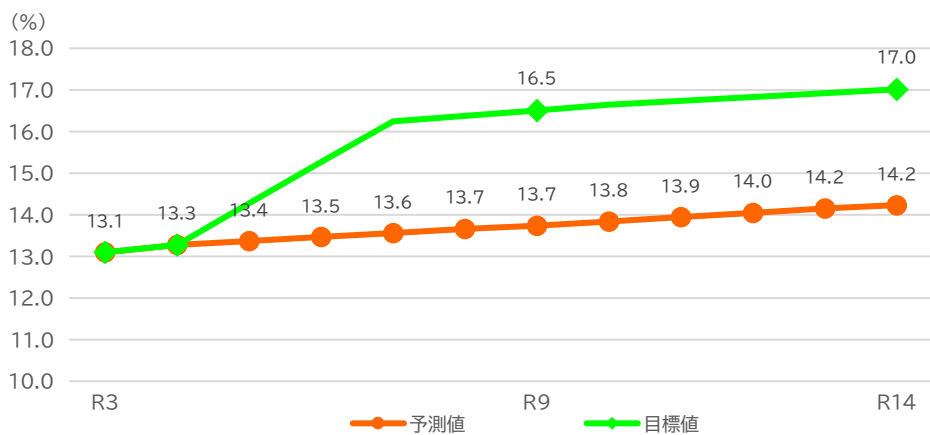
- ◆資源物の分別徹底に向けた意識啓発や広報活動を行い、事業系ごみの再資源化への意識向上を図ります。
- ◆環境への負荷低減に配慮した製品やサービスを優先的に購入する「グリーン購入※」を本町が積極的に実践していくとともに、事業所に対して情報発信を行います。

## 個別方針2 循環資源の有効利用 に係る目標

### (1) リサイクル率の向上

新型コロナウイルス感染症の影響により、集団資源回収量は減少していますが、活動の再開により増加することが推測されます。また、もやせるごみの中に含まれている食品トレー等について、店頭回収の活用を推進することで、中間目標年度（令和9年度）は16.5%、目標年度（令和14年度）までに17.0%を目指します。

図5-5 リサイクル率の予測値と目標値



<参考> リサイクル率の算出方法

$$\text{資源化率} = \frac{\text{集団資源回収量} + \text{リサイクルセンター資源物搬出量} + \text{拠点等回収量} + \text{エネルギー回収施設で発生する資源物発生量}}{\text{家庭系ごみ排出量} + \text{事業系ごみ排出量} + \text{集団資源回収量} + \text{拠点等回収量}} \times 100$$

## 【基本方針2】循環型ごみ処理の推進

### 個別方針3 適正処理の推進

#### 施策6 適正排出



#### (1) 分別区分

- ◆ごみの分別は、現状の9分別を継続します。なお、分別区分を変更する際は、山形広域環境事務組合及び構成自治体で協議します。

図5-6 ごみの分別区分

有料	無料
もやせるごみ	ビン・カン
雑貨品・小型廃家電類	スプレー缶のみ
プラスチック類	ペットボトル
埋立ごみ	水銀含有ごみ
粗大ごみ	

- ◆「もやせるごみ」と「プラスチック類」は、エネルギー回収施設で焼却処理を行っています。エネルギー回収施設稼働時には、ごみの量が処理可能量を上回った場合に対応するため、分別を継続していましたが、現在まで処理量の実績は処理可能量を下回っております。一方で、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、分別収集したプラスチック製品の再商品化について、今後検討を進めていく必要があることから、当面は「もやせるごみ」と「プラスチック類」の分別を継続します。

#### (2) 適正排出

- ◆ごみ集積所へ排出する際のごみの分別の徹底を図ります。また、誤った排出方法でごみ集積所へ出されているごみについては、ごみ出し違反シールを貼り、適正な分別、排出の指導を継続します。
- ◆収集車や処理施設での発火・発煙につながる充電式電池内蔵家電の分別について、町報やホームページ等での周知を引き続き行います。
- ◆町ホームページでのごみ大辞典の利用を促し、利便性向上を図ります。

#### (3) 不法投棄の防止

- ◆パトロールの実施や不法投棄防止看板の配布等により、不法投棄の未然防止や監視・指導体制の強化に取り組みます。
- ◆河川・道路等に投棄されたごみの清掃活動に対し、ボランティア袋の支給を行う等、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。
- ◆関係団体との連携により、不法投棄通報等の情報共有に努めます。



## 施策7 適正な収集・運搬

### (1) 安全かつ効率的な収集・運搬

- ◆家庭系ごみの収集・運搬については、安全で効率的な作業の実施に努めます。また、収集・運搬業者に対しては、収集作業時に騒音や悪臭など生活環境への影響を及ぼさないよう適正な指導を行います。
- ◆事業系ごみの収集・運搬を行う一般廃棄物収集・運搬業の許可については、収集・運搬業務の継続性・安定性等に配慮し、事業計画や実績を考慮しながら適切に許可するとともに、許可業者に対して適正な収集・運搬の指導を行います。

### (2) ごみ集積所の管理徹底

- ◆清潔で安全かつ適正なごみ集積所となるよう、町内会等と連携・協力した環境づくりを進めます。
- ◆ごみ出しルールを守らない排出者については、ごみ集積所の管理者等と連携し、排出者に対する適正排出の指導に努めます。
- ◆町内会等で管理するごみ集積所に対し、新設・修繕等についての補助を継続します。



## 施策8 適正な中間処理・最終処分

### (1) 安全かつ適正な中間処理の継続

- ◆山形広域環境事務組合が所管するエネルギー回収施設（立谷川・川口）については、引き続き維持管理に努めます。また、立谷川リサイクルセンターは、稼働開始から27年が経過しており、定期的な整備・補修を実施しているものの、経年的な劣化の進行は避けられなく、設備・機器の維持管理を行う上で、耐用年数を考慮した対策に努めます。

### (2) 安定した最終処分の継続

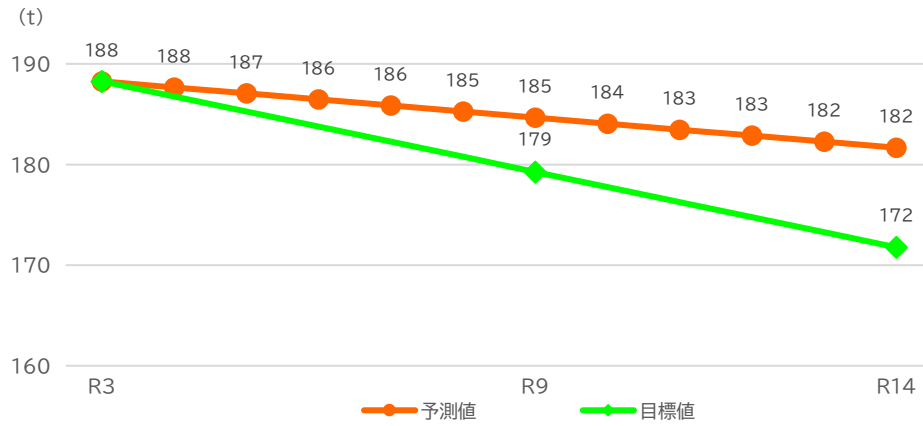
- ◆エネルギー回収施設の稼働により、これまで埋立処理していた焼却灰をスラグとして、資源化としているため、最終処分量は減少しています。しかしながら、山形市が所管する上野最終処分場や民間の最終処分場の埋立容量には限りがあるため、ごみの排出抑制、資源化に努めつつ、最終処分量の低減化を図ります。

## 個別方針3 適正処理の推進 に係る目標

### (1) 最終処分量の減量

家庭系ごみ及び事業系ごみの削減目標の取り組みを図り、中間目標年度（令和9年度）は179 t、目標年度（令和14年度）の排出量を172 tにすることを目標とします。

図5-7 最終処分量の予測値と目標値



## 個別方針4 資源循環に配慮したごみ処理の推進

### 施策9 ごみから資源、エネルギーの回収



#### (1) ごみ処理副産物の有効利用

- ◆エネルギー回収施設（立谷川・川口）のごみ焼却・溶融処理により、焼却後の灰をスラグ化し、道路の路盤材やコンクリート二次製品等に利用するなど、資源としての活用を継続します。

#### (2) ごみ焼却施設の余熱利用の推進

- ◆エネルギー回収施設（立谷川・川口）でのごみ焼却の廃熱を、発電やロードヒーティングによる搬入路の融雪等に活用し、「サーマルリサイクル」を行います。

### 施策10 プラスチック資源循環の推進



#### (1) プラスチック資源化の検討

- ◆エネルギー回収施設では、プラスチック類について、焼却処理をしてサーマルリサイクルを実施しています。一方で、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチックの製品の分別収集、再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されました。これにより、本町においても、将来的にマテリアルリサイクル※への転換が必要となりますが、国や他自治体の動向を踏まえ、調査・研究を行います。
- ◆食品用プラスチック容器の分別区分はもやせるごみですが、食品トレーについては店頭回収の利用を促し、マテリアルリサイクルを推進します。
- ◆バイオマスプラスチック※製の指定ごみ袋の導入について調査・研究します。



## 第6章 計画の推進と進行管理

### 1 町民・事業者・行政の役割

本計画の施策の推進にあたっては、町民・事業者・行政の役割を以下のとおり定め、各主体がそれぞれの役割と責任を果たし、連携・協力することにより効果的かつ効率的に推進するものとします。

#### == 町民の役割 ==

##### 排出者としての責任

- 町民一人ひとりがごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみをできるだけ出さな  
い、ものをできるだけ長く使うという、ごみを出さないライフスタイルの定着を目指  
し、ごみの減量化に努めます。
- どうしてもごみになるものについては、分別を徹底するとともに、ごみ出しルールを  
守り、適正処理に向けた取り組みに協力します。
- 資源物については、多様なリサイクルルートを活用することで資源化を推進し、循環  
資源を有効に活用します。
- ごみ集積所の管理・美化や不法投棄防止等に積極的に協力します。
- 「3R」（リデュース、リユース、リサイクル）の実施に努めます。

#### == 事業者の役割 ==

##### 生産者としての責任

- 生産・流通・販売などの各段階で、商品やサービスがごみを生じさせないよう工夫し  
ます。特に販売業者は、レジ袋の削減や簡易包装の推進等、容器包装物等の発生抑制  
に主眼を置き、ごみそのものを出さない事業活動に取り組みます。
- 詰替え容器等リユース容器や再資源化可能な商品の製造・流通・販売に配慮します。
- 店頭回収など、地域におけるリサイクルルートの更なる整備を図り、資源循環を推進  
し、環境配慮の取り組みを通し、地域への貢献を積極的に果たします。
- リサイクルしやすい製品の製造や販売に努めます。

##### 排出者としての責任

- ごみ排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さない事業活動を推進し、ごみの減  
量化・資源化に向けた取り組みに協力します。
- 事業所から排出されるごみは、排出者責任の原則に則り、発生抑制に努めるとともに、  
適正に処理します。

## == 行政の役割 ==

### ごみ処理施策の推進

- 施策の必要性や計画の進行状況などについて、わかりやすく説明し、ごみの減量を推進します。
- 適正な収集・運搬、中間処理、最終処分に努め、環境負荷の軽減に努めます。
- 技術的動向や社会動向を継続的に注視した、ごみの減量化・資源化のより効果的かつ効率的なごみ処理を推進します。

### 町民・事業者・行政の連携による施策の推進

- 情報公開や情報提供等を積極的に進め、町民や事業者の本計画への参加意欲を高めます。

## 2 計画の推進体制

### (1) 組合及び組合構成自治体、県、関係機関等との連携

山形広域環境事務組合及び構成自治体、県及び関係機関等と引き続き連携、協力し、本計画に基づく施策を推進します。

### (2) 町民・事業者等との連携

ごみの適正処理を継続していくためには、ごみの分別徹底等による減量化や資源化の推進が前提となることから、町民や事業者の廃棄物行政への理解と協力が不可欠です。

このため、ごみの減量化・資源化の推進に向け、町民・事業者等との連携・協力体制づくりに努める必要があります。

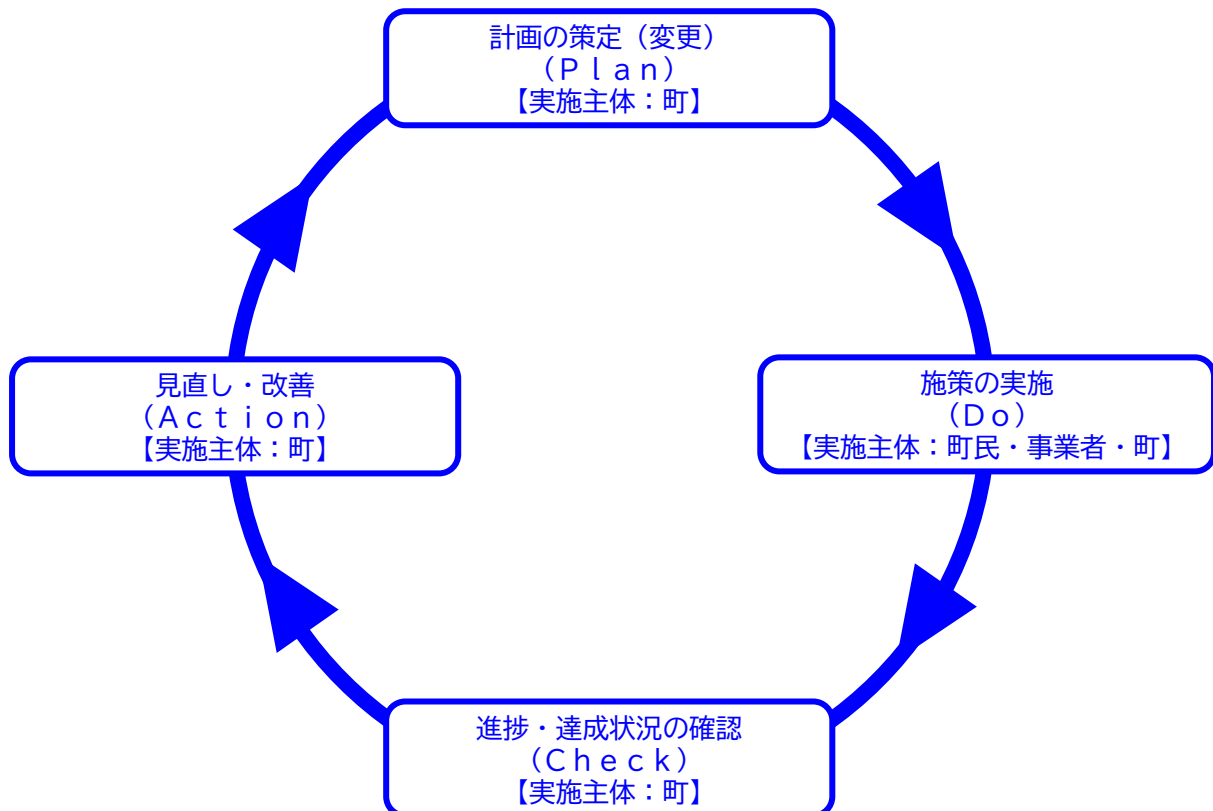
具体的には、町民・事業者・行政の三者がごみの排出や処理の現状・問題点を共有できるような情報発信し、本計画の基本方針や目標などについて共通理解を深め、互いに連携・協力しながらそれぞれの役割と責任を果たすことを目指します。

### 3 計画の進行管理

PDCAサイクルにより計画を管理し、毎年度の進行管理とともに、令和9年度を中間目標年度と定め、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、進捗状況や評価については、町広報紙及びホームページ等を通じて公表します。

図6-1 進行管理の流れ



資料編

## 1 ごみ排出量、処理、処分量の予測方法

## (1) ごみ排出量の予測方法

将来のごみ排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収等を予測し、これらを合計することにより算出しました。

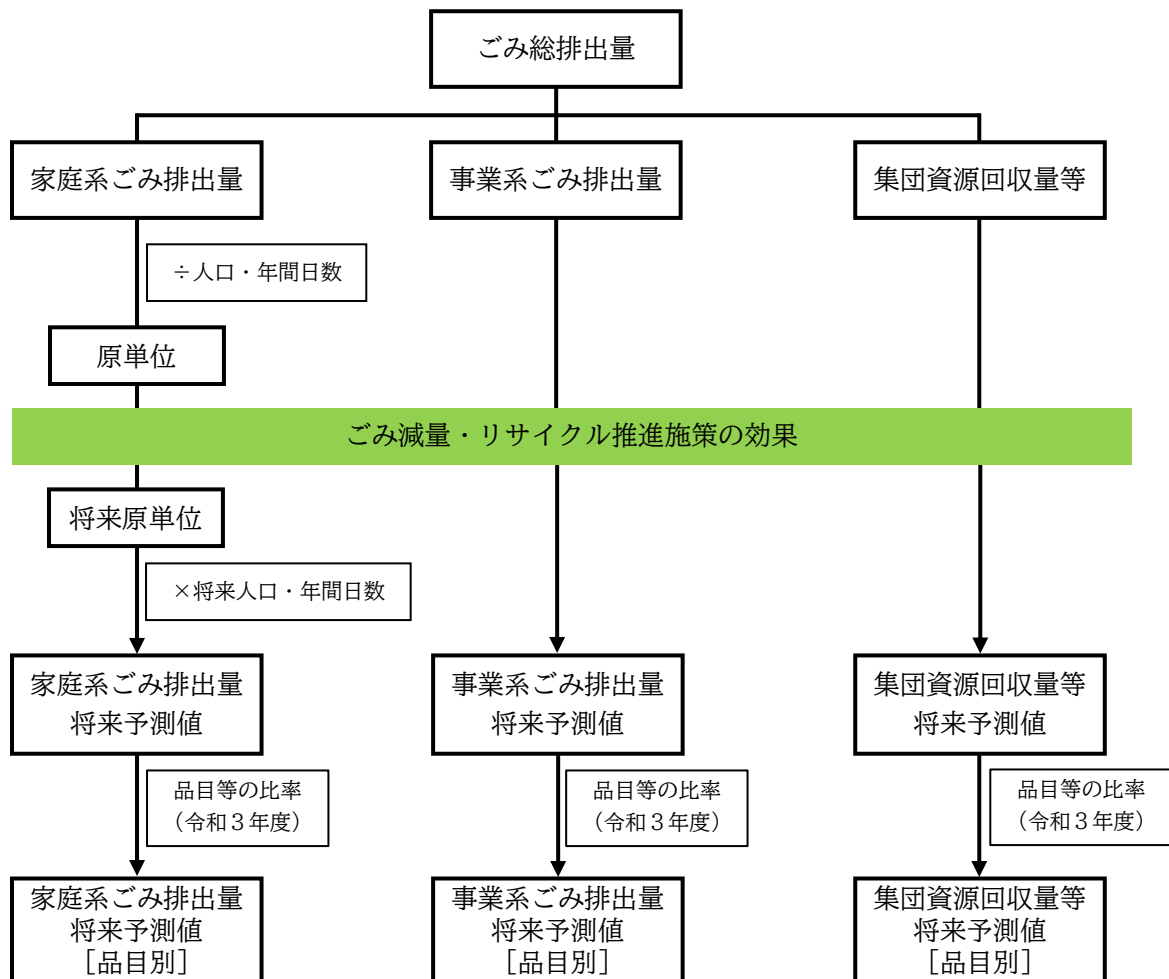
家庭系ごみ排出量は、「原単位法」を使用して予測しました。

「原単位法」とは、『町民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（原単位）』に『将来人口』と『年間日数』を乗することにより排出量を求める方法です。

また、事業系ごみ、集団資源回収量等は、本町の全人口を対象とするものではないため、原単位法を用いることは不適切と判断し、それぞれの全体量を対象として予測を行いました。

将来予測に関しては、いずれも将来人口の予測、過年度のごみ排出量の推移状況をもとに計画期間に取り組むごみ減量・リサイクルの推進施策の効果を考慮し、将来値を設定しました。

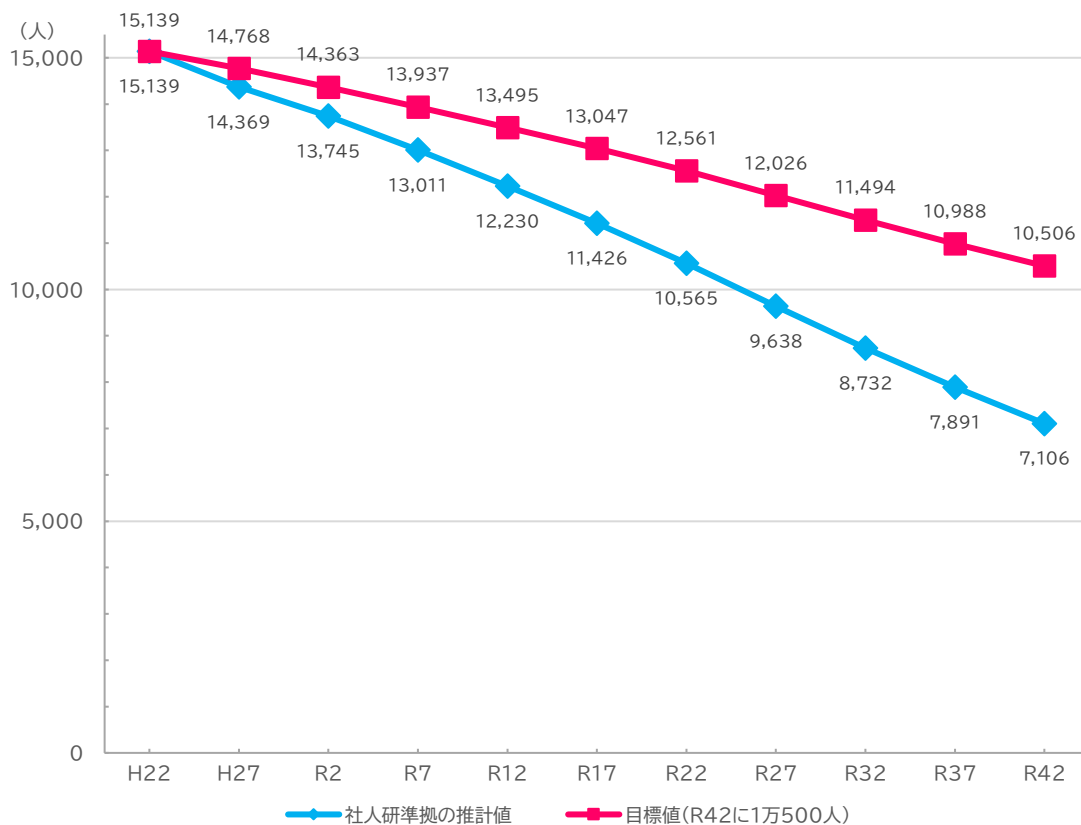
図資1-1 ごみ排出量の将来予測フロー



## (2) 将来人口

家庭系ごみの将来予測に際して使用する将来人口は、山辺町が令和2年3月に策定した『やまのべ人口ビジョン』の目標値を採用しました。

図1-2 人口推移



出典：やまのべ人口ビジョン

## (3) 処理・処分量の予測方法

将来の処理・処分量は、ごみの排出量の将来予測値〔品目別〕と令和3年度の処理・処分の実績より推計しました。

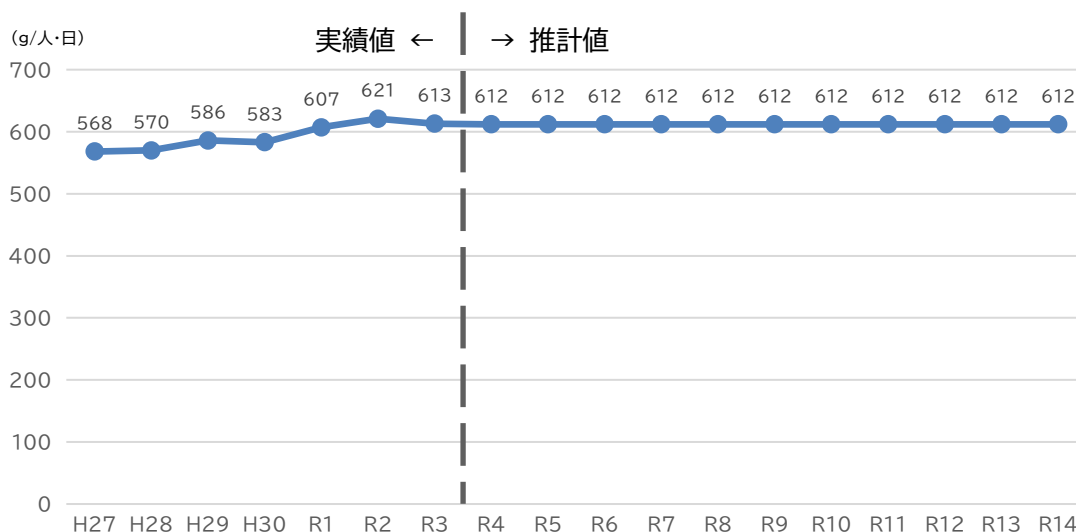
## 2 ごみ排出量の年度別予測

### (1) 家庭系ごみ排出量の予測

#### ① 家庭系ごみの原単位

家庭系ごみの原単位は、平成27～令和3年度の家庭系ごみ原単位より、将来（令和4～令和14年度）の家庭系ごみの原単位を612 g/人・日と見込みます。

図資1-3 家庭系ごみ原単位の予測

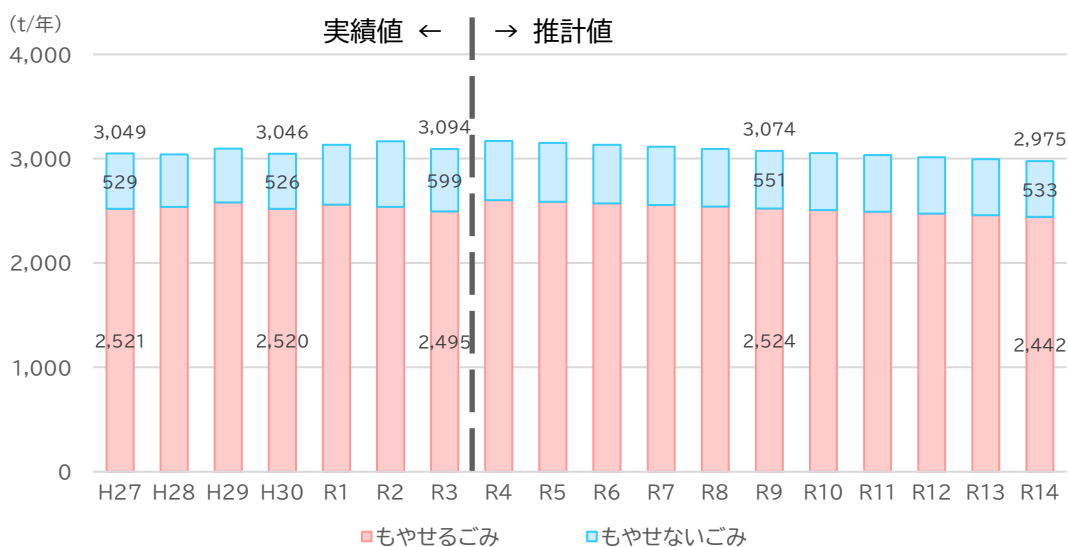


#### ② 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみの排出量は、中間目標年度（令和9年度）は3,074 t、目標年度（令和14年度）は2,975 tと見込みます。

家庭系ごみの排出量の予測は、上記の家庭系ごみの原単位に年間日数を乗じています。

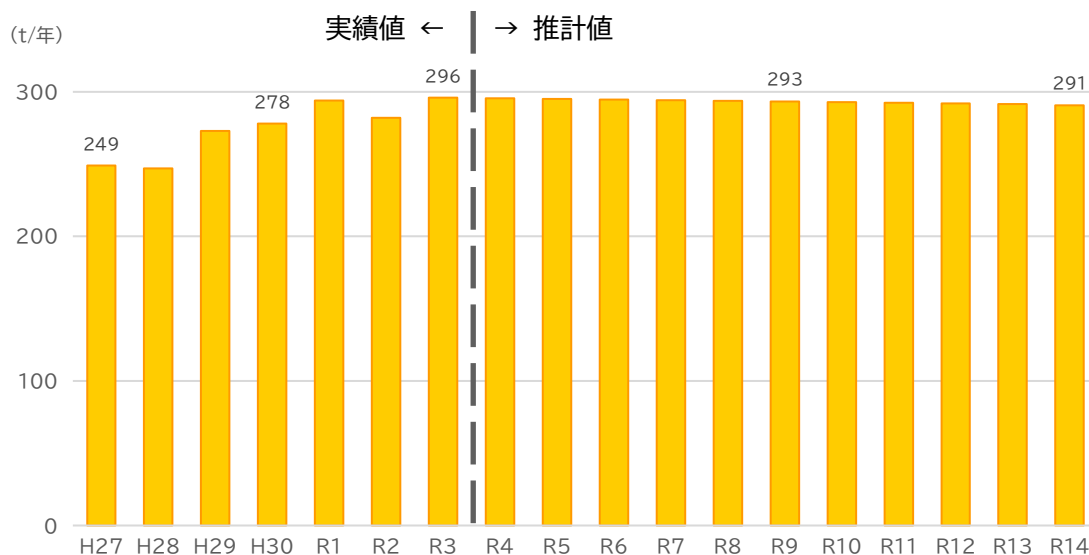
図資1-4 家庭系ごみの排出量の予測



## (2) 事業系ごみ排出量の予測

事業系ごみの排出量は、中間目標年度（令和9年度）は293 t、目標年度（令和14年度）は291 tと見込みます。

図資1-5 事業系ごみの排出量の予測

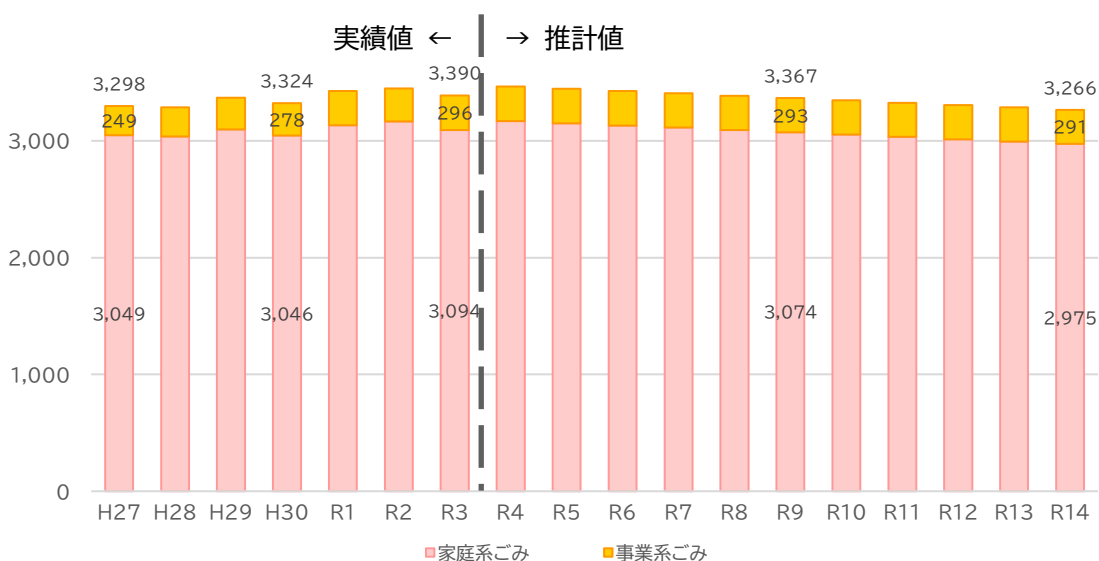


## (3) ごみ排出量の予測

ごみ排出量は、中間目標年度（令和9年度）は3,367 t、目標年度（令和14年度）は3,266 tと見込みます。

ごみ排出量の予測は、家庭系ごみと事業系ごみの排出量を合計しました。

図資1-6 ごみの排出量の予測

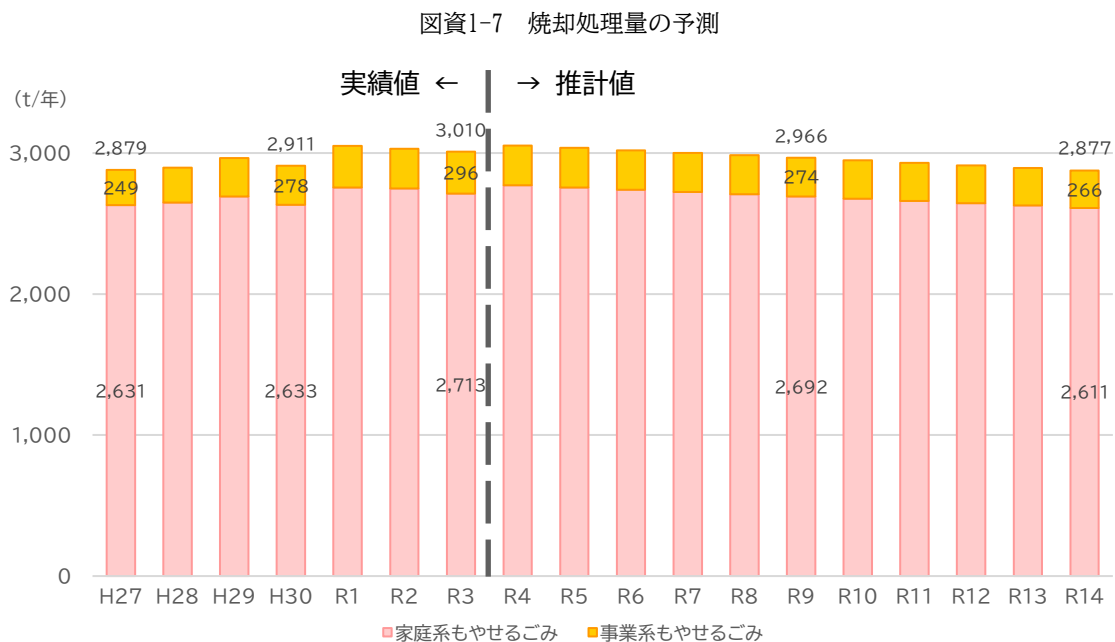




## 2 ごみ処理、処分量の予測

### (1) 焼却処理量の予測

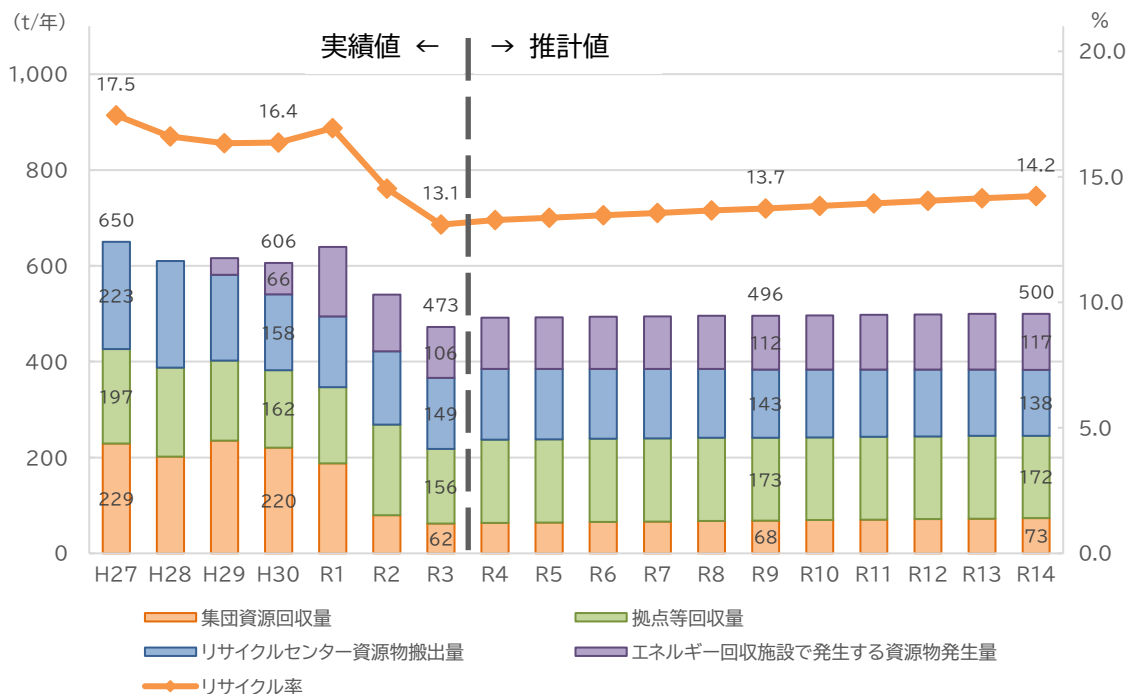
焼却処理量（家庭・事業系ごみのもやせるごみとその他の合計）は、中間目標年度（令和9年度）は2,966 t、目標年度（令和14年度）は、2,877 tと見込みます。



## (2) リサイクル率の予測

リサイクル率は、中間目標年度（令和9年度）は13.7%、目標年度（令和14年度）は、14.2%と見込みます。

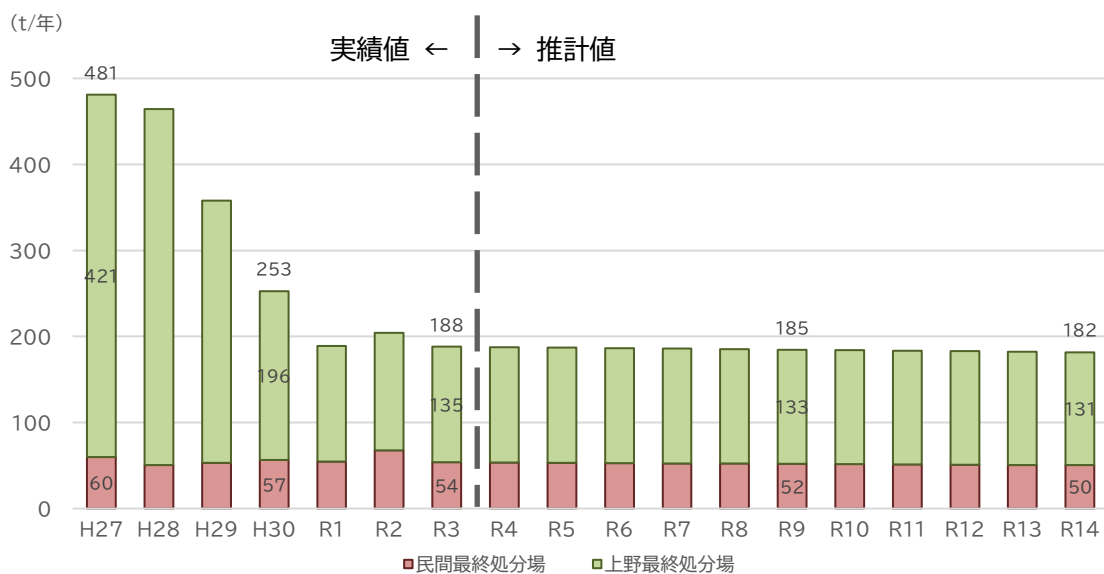
図資1-8 リサイクル率の予測



## (3) 最終処分量の予測

最終処分量は、中間目標年度（令和9年度）は185t、目標年度（令和14年度）は、182tと見込みます。

図資1-9 最終処分量の予測



## 【あ行】

## 一般廃棄物

廃棄物処理法で定められている産業廃棄物以外の廃棄物のことを指します。一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分類されます。

## 【か行】

## 海洋プラスチック

陸上で製造・消費されたプラスチックの処理が適正に行われず、海洋へ流出し、自然分解することなく破碎・細分化され残り続け、生態系を含めた海洋環境や沿岸域の居住環境、観光・漁業等へ悪影響を及ぼすごみのことを指します。

## 環境基本法

環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全に関する施策を総合的に推進することを目的として制定された法律を指します。

## グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入することを指します。

## 【さ行】

## サーマルリサイクル

廃棄物を燃やすときに発生する「熱エネルギー」を回収して使用するリサイクル方法を指します。

## 災害廃棄物

地震や台風等の自然災害によって発生する廃棄物を指し、一般廃棄物に該当します。

## 最終処分

中間処理によって発生した焼却残渣や不燃ごみ等を最終処分場に埋立又は海洋投入処分することを指します。最終処分は埋立が原則とされており、大部分が埋立により処分されています。

## 再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再び使用することを指します。

## 再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用することを指します。

## 雑がみ

新聞、雑誌、ダンボール及び紙パック以外の紙のことを指します。具体的には、チラシ、パンフレット、紙袋、紙箱、コピー紙、包装紙等があります。

## 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみのことを指します。

## 資源化

ごみとなったものを、そのまま又は分別・破碎処理等を行い、資源として再生することを指します。

## 集団資源回収

町内会等が自ら資源物を回収する町民主体のごみ減量運動を指します。

## 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念を指します。循環型社会形成推進基本法では、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としています。

## 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針等を定める計画を指します。

## 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成に向けた廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本原則及び関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を定めた法律を指します。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的としています。

## 食品ロス

食品廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のことを指します。

## スラグ

ごみの焼却灰等を高温で溶融後、冷却・固化して生成されるガラス状の固化物のことを指します。土木・建築資材として再利用されます。

## 【た行】

### 脱炭素社会

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質ゼロにする社会のことを指します。

### 中間処理

廃棄物の無害化、減量化、再資源化、安定化を図るため、収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別等により、ごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理することを指します。

## 【は行】

### バイオマスプラスチック

原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックを指します。

### 発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制することを指します。リユース、リサイクルに優先される取り組みです。

### 廃棄物処理法

正式名称は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律。廃棄物の排出を抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として制定された法律を指します。廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理基準の規定等を内容としています。

## 【ま行】

### マテリアルリサイクル

廃棄物を製品原料として再利用することを指します。「材料リサイクル」ともいいます。